



特240
855

加藤忠廣公



始



特240
855



加藤忠廣公

弘前高等學校教授
彌富破摩雄先生著

加藤忠廣公顯彰會刊行



著者は熊本縣出身にして多年職を弘前高等學校教授に奉ぜらる。曾て此篇を發表して世に問ふ。博引旁證行るに燃犀の史筆を以てす。幽微を闡發し真相を糺明し幕府の專横を憤り公の爲めに万斛の涙を灑ぐ。精到の論斷快心の文字能く公が三百年の冤托を雪ぐ。想ふに公を傳する此篇の如きは未だ曾てこれあらず。苟も公に就て知るあらんとせば必ず一讀せざるべからず。這般本會公を顯彰せんが爲め著者に請ふに之れが印行を以てす。著者欣然一諾更に補正を加へて稿を授けらる。厚意洵に感謝に堪へず。表簽「加藤忠廣公」と題せしは唯だ見易きに從ふのみ。本書刊行に際し落合東郭詩宗の特に題詞を寄せられ錦上更に華を添ふ。記して謝意を表す。

題詞

一朝遷谪客心悲北地
淒涼獨賦詩今日闡幽須努力
治邦功德使人知

東郭 落合為誠



加藤忠廣の遺蹟
 一 敬稱を附せぬことは一面なめしき嫌ひもあるが、是れ行文の調子からあつて、不遜の意の

加藤忠廣の改易と其の遺蹟

一 緒 言
 彌 富 破 摩 雄

學僧契沖と熊本との關係を調査した時、猶ほ心が残されてあつた中で、加藤忠廣の罪科及び、其の改易後の消息、此の二項は其の最も大なるものであつた、歴史は勝つたものゝ爲めに作られる、と誰か言つてゐるやうに、殘敗者加藤氏の爲めに書かれた歴史、史料は、由井正雪のその如く零碎なものゝ外には、殆んど傳つてゐないやうである、自分は今弘前に職を奉じてゐること約十年、此の因に忠廣の貶せられた庄内を訪うたこと前後兩回、知人亦少くない、以上二項を知らうとするには、多大の便宜があつた、即ち此の間に人に聞き、物に見て知り得た所ものは嘗て知らまほしいと心を動かしてゐた時に想像してゐた以上のものがある、茲に蕪文ながら一篇を草して、加藤神社、本妙寺を誇りかにもつ我が同郷の同士に致して、共に其の亡靈を弔うと決心した所以である、加藤公其の他の人名に、敬稱を附せぬことは一面なめしき嫌ひもあるが、是れ行文の調子からあつて、不遜の意の

ない事を豫め釋明して置かねばならぬ、

二

一 清正の病死と忠廣の襲封

本文に入るに先きだつて、少し筆を以前に及ぼさねばならぬ。天正十一年に廿三歳で、七本鎗の殊勲者として、一躍三千石を食み、從五位上に叙せられた加藤主計頭清正は、天正十五年秀吉の島津征伐の後始末として封ぜられた佐々成政の後を受けて、同十六年閏五月には肥後半國二十五万石の領主となり、慶長五年の十二月には、關ヶ原大戦の行賞として、家康から小西氏の所領をも併せて肥後全國の領主に封ぜられた、福地氏の「肥後守滅亡次第」には、此の時の家康の心理を「取るものは先づ與へよ」の考へで、加藤氏取り潰しは、既に此の時に計畫されてゐたやうに喝破してあるが、自分は必ずしも、さうは解せぬ、此の時の家康の誠意は、十分に認めてよいと思ふ。

翌五年から清正は築城工事に着手して長男忠正が九歳で病死した慶長十二年に至つて成就した、九州の中央に、四方を睥睨する茶臼山の熊本城は、其の高大な點に於て、其の巧緻な點に於て、又築城の法に於て、輪奐の美に於て、實に代表的のものであつた、清正の精神は一に此の城に籠り、清正を象徴する一大殿堂は實に此の城にあつた、清正は戰場に鬼將軍の勇名を擡にしたのみでなく、一國の

領主として治民に心を盡し、就中土木に意を注いだことなどは非常なもので、佐々氏、小西氏を主としたものも、心から敬慕し、肥後の人士の悉くが今日猶且つ其の遺徳に感謝の念を捧げてゐる程の名君であつた。

清正に取つては、今や功成り名遂げたやうであるが、胸中奥深く包んで居た一片仲々の念は、豊臣家の末路の處置であつたことは、察するに決して難くない、二條城會見の大役を済まし、歸途船中に病を發し、着後間もなく逝いた、時に慶長十六年六月二十四日、享年五十歳（一に五十一歳）であつた。

清正に二人の男子があつた、長は先きに没し今は次の藤松がある。藤松時に十歳、翌慶長十七年六月十四日に父清正の遺領を相違なく相續する所謂本領安堵の朱印を得た。後に從四位下侍從肥後守に任叙秀忠一字を與へて忠廣と稱せしめた、即ち忠廣は幼弱の身にして、五十二万石、實は九十一万九千石とも、七十三万八千四百九十石九斗六升一合八勺九才とも稱せられてゐた一大國の主となつた、幕府が藤堂高虎をやつて國政を訊治せしめたり、次では阿部正之、朝比奈正重を肥後監察としたりしてゐたのは蓋し己むを得ぬことであつた。

三

三 清正遺臣の軌轍

四

不世出の英雄豊臣秀吉も、閨門をさまらす、内憂の禍根を残して慶長三年に瞑目した、加藤、福島
の忠臣の存するはあつたが、家康及び其の智謀の策士等に向ふにまはしての計畫戦争には、到底勝ち
目はなかつた、豊臣氏の末路は日に盛つた、流石の家康も一目を譲つてゐた清正が卒してからは、
此の末路の行き詰まりは、一足飛びに來た、それは慶長十九年の冬翌元和元年の夏、此の兩度の大阪
城の壓迫である、即ち豊臣氏の悲惨な滅亡を見届けて、家康は安らかに久能の山深き眠りに就いた。

清正死後の熊本と、大阪方とは茲に奇怪の事件を孕んだ、それは冬の役の時、加藤氏重臣、加藤美
作、玉目丹後の一派が、大阪方に内通して、竊に物資の供給をした事である、此の一派に對して同じ
く重臣の列にあつた加藤正方、下川元宜の一派は、絶對にこれを非議して、終には表沙汰となり、元
和四年八月に至つては、此れを幕府に訴告するに至つて、城中には兩々相對して、すさまじい一大旋
風を捲き起した、訴へたのが是か、訴へられたのが非か、訴へられたのが清正の遺志に悖つたこと
か、訴へたのが遺志を奉じたのであつたか、此れは頗るデリケートな謎を、吾人に投げかけるのであ
る、忠廣は時に十七歳の青年、自己の確固たる意志があつたとは思はれぬ、たとひあつたとしても、

清正時代から譲り與へられた、諸老臣、功勞者のみであれば、自己の意志を以ては、如何ともするこ
とは出来なかつたであらう、此の所謂馬方牛方の軌轍の裁きは元より大阪方の内通者である牛方の加
藤美作等が勝訴にならう筈はない。其の一派は皆斬罪又は流配に處せられたが、忠廣は「幼稚ニシテ
科ナキヲ以テ宥免シ給フ」とあつたのは當然であらう。此れ等に關する記事は、大日本史料、第十二
編の二十九の五三二頁以下に明細に見えてゐる。

四 幕府の危機

此の老臣等の内輪争ひは、果して正しい主義上の争ひであつたか醜い勢力上のそれであつたか、そ
は何れにしても、此れから父清正の名を墮さず、伸び行かうとする幼君を頂く加藤家に取つては、非
常な不祥事であつた、何れが勝ち何れが負けても、家中の争ひが其の家に災とならぬことはない、況
や其の家が他から睨まれてゐる時に於てをや、鷸蚌の争ひが却て漁夫の利となるとは、此の如き時を
誠めた箴言である、殊に此の繁争の要點が要點だけに、加藤家の印象は、秀忠には勿論、當時次の將
軍たるべき素質を磨きつゝあつた家光には、殊に甚だしく不快に烙き付けられたのであらう、加藤氏
と共に豊臣家の功臣であつた福島正則の嚴罰は、此の翌五年のことであつたのである。

五

家光が三代將軍になつてから、丁度十年寛永九年の正月に、父秀忠は薨じた、此の際こそ幕府に取つては、最も警戒を要する時であつた、藩翰譜にも

六

明れば正月の半より、大相國家の違例殊に重らせ給ひしかど、關東にまゐらせ給ふことも叶はず同廿四日大相國家終にかくれさせ給ひぬ、此後世の中何となく静かならず、天下亂れんこと近きありぬとひそめきあへり

とあるによつて、當時の世相が察せられる、此の危険帯をさへ切り抜け得れば、もう安心である、大磐石である、當時の爲政者等が苦衷は實に察すべきものがある、彼の淺間山に猿狩を斷行した駿河の忠長の如きは、彼れ等が最も怖れを抱いてゐる人である、忠長は幼少の頃から、兄竹千代を凌がんとしてゐた國松で、大相國の第二子であつたからである、大猷院殿御實紀卷二十、寛永九年四月十五日の條に、左の記事が見えてゐる

大炊頭利勝智謀ゆゑしき人にて大御所薨じ給ひ、新主世をしろしめす始めにあたり諸大名の心を引き見ん爲め、わざとおのれ反逆して、辱も當代を傾け奉り駿河殿を天下の主に仰がんとするとして、同意の人々をかたらふ廻文をめぐらしたりしかば、諸大名これを見て大に驚き、仙臺黃門政宗をはじめ自ら訴へしものあり又内々封事して聞え上し内に、駿河殿と忠廣父子のみ何とも訴へざりしか

ば、かつてぞ天下の人心も明らかに知られたりといふ事を、古き文に書傳へし事もあれば云々又父肥後守忠廣御不審蒙りしも、故なき事にはあらざるべし

今にし思へば實に噴飯にも値せぬ程の智謀であるが、此れによつて駿河大納言に如何に怖れをなしてゐたかを知るに足る、此れに併せて常に毛を吹いて瑕を捜しつゝあつた加藤氏へ、何よりの言ひ懸りを得たのであらう。

此れを以て其の言懸りの手始めとするは危い、ともかくも此の「新主世をしろしめす始め」當り、此の機會に天下の不純分子の一掃にかゝり、其の手入れの始めは、加藤氏をも此れに擬したことは確である、即ち此の月の六月當時三十一歳の忠廣には思ひがけなき言ひがかりをつけ、しかも突如として所領全部を没收して、出羽の庄内に放逐し、同十二月には當時二十七歳の彼の忠長をさへ、あるまじき悪名をつけて、残忍極まる最後を遂げしめた、目の上の大なる瘤を除いて、かくして黒き魔の手は竊に懐に納められた。

此れで徳川の天下は大磐石の上に置かれたと、彼れ等は考へたのである、然り、ともかくも徳川の天下は、其の三百年、軌道の上を滑つた。元より乗れるものは、いつ轉覆するかと、危い夢にうなされつゝ、

七

五 熊本城引渡しと遺臣の退去

八

今や筆は忠廣のことに及ぶべき時となつた、序説がちと長がつたやうであるが、併しそれは忠廣の事に、直接にも間接にも必要があつたからである、以下いよいよ本文に入らう、

彼の大阪城内通の一件に端を發して、元和四年に加藤美作一派を訴へて、一時は幕府の安心を贏ち得た下川元宜、加藤正方——元宜は清公の寵臣で其の朝鮮出征中には熊本城代として一切の政務を掌つて居つた、而して此の人こそ彼の學僧契沖の祖父である、正方又清正の重臣、後肥後八代の城代となつて、彼の談林の開祖西山宗因のは君であつた——の一味の人々も、終には今日の悲運に遭つて田の面の雁が一日々々に北國へ立ち去るが如く、次ぎ／＼に熊本の地を後にした、此の有様は「飛鳥川」、それは必ず西山宗因の紀行と推定せられるものに、

飛鳥川の淵瀬常ならぬ世は、今更おどろくべきにもあらねど、過ぬる寛永九年九月のころほひ、大守思ひがけぬ事にあたり給ひて、遠き境におもむき給ふ、よろづの人なけきかなしむにたへず、おしみとむるに力なくて、こなたかなた、たよりに隨ひて行きちりぬ、まことに犯しなき配所のかなしひにしづめるたぐひ、もろこしのふるき跡にも、日の本のちかきためしにもきけど、かゝると

みの事はなくやありけむ云々

とあるによつて、あらましが想像される、只此れに「寛永九年九月」とあるは心得ぬ、忠廣の罪狀宣言は六月一日で、謫地到着は六月十八日である、九月は五月の誤ではないかとも思はれるが、さる事もある道理なく、九月まで本國に知れなかつたといふこともあるまじく、何が故に九月であるか暫く疑ひを存して置く、

主君は只一人、以て縛するに何の面倒があらう、されど城没收となると、遺臣は多數である其の態度は、相當に考慮せられねばならぬ、熊本城引渡しに就いて、幕府は十分に手を盡したので、遺臣等も何の施す所もなく、其のまゝに退散した、此の時の記事は中川一甫の元禄八年七月の覺書の中に見える、因に轉載しよう

一久盛公御代に加藤肥後守殿就御改易肥後隈本之御城番被蒙仰御發向、干時寛永九壬申年七月より十二月迄御在番其大名方數多御在番、加藤氏家老無異儀、城を相渡、御老中には稻葉丹後守殿、内藤左馬介政長殿、伊丹播磨守殿御勘定衆二人之内、能瀬四郎右衛門なり、一人は失念す、爲御目附石川三右衛門殿、水野日向守殿、御息美作守殿御城代には石河主殿頭殿、御息宗十郎御令弟權十郎殿、御加番には久盛公を始奉り、伊藤修理亮殿、秋月長門守殿島津左馬頭殿（於隈本病死なり）同

國八代之御城番には稻葉民部少輔殿、木下右衛門大夫殿、御目附は失念申也、近國より御使者數人來る、且豊後國府内の城主竹中の采女正殿は其頃長崎御奉行にて御見舞通掛に御來臨

無異儀御城被請取、其後丹後守殿、左馬介殿、御勘定衆御歸府、並水野日向守殿御還、御城代御加

番には極月迄御勤番、肥後國、細川越中守殿、就御拜領十二月に御入國、各御引渡御歸館云々

多數の大名等が揃つて踏み込み、異議なく受け取つて、細川氏に引渡した模様など、此の覺書の記事によつて、聯想することが出来る。如何に多數の大名が踏み込みての取り上げとは云へ、餘りに無事に餘りに平穩に引き渡しが濟んだことは意外である、「興廢志」によると、最初忠廣が江戸へ呼ばれた時「讒奸の者有之と被存候然れば申譯立つべからず、然る上は御切腹か流刑なるべし、所詮此上は御籠城ありて天下の軍勢を引受け御合戦候へかし」といふ一部の硬派の人々もあつたが、此の時、加藤右馬之允方正進み出で、

面々評議せらるゝは、石を抱いて淵に入るに同じ、御誤りにも非ざる御不審を蒙られ給ひ、天下の笑を得給はん事口惜しき次第なり、元來御誤り無之に於いては、片時も早く御出府有て然るべし、若御申譯立すして切腹流刑被仰付給ふ共、前世の宿業と思召るべし

と云つたので、忠廣は決心して江戸へ出かけたといふ事が見えてゐる、此れから考へると、此の城

の無事引渡しも、必ず此の正方等一派の宿命觀の結果からではあるまいか、赤穂の城明渡しは、泉岳寺に意義付けられた、無條件の明渡しと、君辱臣死の行動とは、其の當時として何れを取るべきであつたか、妄には許せられぬかも知れまい。

ともかくも要路の人の措置によつて、五十年に垂んとする加藤氏の影は、此の如くにして熊本から消えた「飛鳥川」に

そもく此の肥後の國をたもちはじめ給ひし年月をかぞふれば四十年あまり、二代の官領にていまそかりければ、たけきものふも恩澤のあつきになつき、あやしの民の草葉も徳風のかうばしきになびきて、家とみ國榮えたるたのみを失ひてより所なけにまどひあへることわりにも過ぎたりと記してゐる、城明渡し、遺臣退散、思ひやるだに悲壯の限である

江戸へ呼ばれたのは、寛永九年の五月の初であつたのであらう、寛永九年五月廿二日の記事として「紀伊記」を「近世日本國民史」に引いてあるのを見ると

廿二日、此日加藤肥後守忠廣參府せんとて品川驛まで至りしが府に入事を許されず、池上本門寺に入りて命をまたしむ

廿六日、紀伊大納言頼宜卿まうのぼられ密議あり、加藤肥後守忠廣が事とぞ聞えし

廿九日、紀伊大納言頼宣卿まうのぼられ内議あり

などある「頼宣は忠廣が女兒の夫にて、加藤家と親縁の間柄であれば、忠廣處分に就て、其の内議に預かるは、當然のことだ」、かくして翌六月一日に宣告があつた、頼宣を以てしても、此の結果になつたことを思ふと、随分冷やかに理窟が推されたことが察せられる。

六 忠廣の罪科と光正の兒戲

さて忠廣の罪科なるものは何であつたか、此れが第一に知らんと欲する事である、前にも言つたやうに、此の事について信すべく詳細に記したものは殆んどない、白石の藩翰譜、第十一「駿河殿」の條に

大相國家終にかくれさせ給ひぬ此後世の中何となく静ならず、天下亂れんこと近きありぬとひそめきあへり、六月朔日、加藤肥後守忠廣、父子配流せらる其罪さだかならず、謀反の人に組みせしとも聞ゆ、されば如何なる人が斯る企は有るらんといへども、其人も亦さだかならずといひ、同第十二上、「加藤」の條にも

忠廣の罪定かならず、世に傳ふること色々の説あり、皆誠しからず

と牢記して居る、白石は爲政の要路にあり、かつ博覽強記にして見識非凡の人、況や此の事行はれた寛永九年よりは僅かに二十六年を隔てゝ生れて、比較的時代も接近してゐる人であるに於てをや。然るにも拘らず「定かならず」一點張りであること、頗る意味の深長なるを思はしめる。

大猷院殿御實紀卷二十

世に傳ふる所は、豊後の守光廣（○光正）はきはめて戲を好む人にて、常に新左衛門某を圍棋の伴として親しみが新左衛門某を嘲弄して怒らせ、その處に乗じ勝を取りてなぐさみとせり。新左衛門愚直なるものにて、度々嘲弄をうけながら、其の家に往來せしに、ある時光廣、吾こたび謀叛の企てあり、是非に同意せよとたはむれしを、新左衛門等愕然として、其後ほかの家に往來せず、日をふりしかば、光廣おかしき事に思ひ、いよ／＼かれをたばかり驚かさんとて、かゝる大事を引起し遂におのが家を失ひしとぞ

と見えてゐるが、猶ほ一層詳に武林隱見録に記されてある。

肥後守忠廣の嫡子豊後の守の家來に、廣瀬庄兵衛といふもの有、其性甚だ魯鈍にして虚氣ものなり。豊後守庄兵衛を呼出して言様、我近日大事を思ひ立事あるべし、汝をば一方の大將として人數を預くべしと云、庄兵衛例の虚氣もの故、是をまことし大に恐怖して頻に辭退すといへども許さず、

其後豊後守江戸御城の繪圖を出し、又庄兵衛を呼彼繪圖を示し、汝は何れの口より責入べきやと問ふ、庄兵衛益々驚き恐るゝ事限りなし。豊後守斯る嗚呼の振舞し興じ戯れしが後彌増長して井上新左衛門（小旗本也）は常に心易かりしかば渠をたぶらかして慮さめんと謀叛の狀を認め、是を箱に封じ潜かに近臣に命じて或日未明に井上が玄關に遣はし、上書をば他人の名を記して出しぬ、井上の家來是を受取、新左衛門未だ起ざりし故、暫く待給へ見すべしとて奥に入る。井上披き見て大きに驚き共使を留むべしと下知して、自分出て詮議すれども、使は早速電して見えす、何者の使といふ事を知らず、井上驚き彼狀を土井大炊頭へ持出し、是を訴ふ、然して後新左衛門その家人等を吟味して、其手掛りを索めけるに、井上が廐のもの、嚮の使者の僕と物言し者有り歟、此ものを尋ねしに彼使者の供せしものは、去る年淺野因幡守殿家中に奉公せし者にて去年渠も我も暇を取りたり、今は何方にあるや知らずと云、新左衛門此廐のものに、足輕四五人を附て毎日江戸中を尋ね廻りに廿日餘を経て、件の小者に行逢ふ、則是をからめ捕、大炊頭宅へ連來り推問せしに、加藤豊後守の家中臼杵平四郎といふ者の僕の由、去る頃未明主の供して、井上が屋敷に行し由を申す、夫れより平四郎を糺明ありて、終に豊後守並に廣瀬庄兵衛も公義へ被召出、御詮議となり悉く白狀に及ぶ、然れども辭氣人となりの様子、まことに叛逆を企つべき體にも見えざれども、事輕きにあらず

れば、其儘に成し置かれ難く、父子共に配流せらる。

と、此れによつて思ふに、白石が「謀反の人に組みせし」といつた謀反人なるものは、其子豊後守光正のことを指すものらしい、此の武林隠見録の記事と同様のことは、東武實錄、諸家廢絶録、江城年録校合雜記、武家盛衰記、莊内物語、鶴岡昔雜談、野史等にも見えてゐる。

併しこゝに疑はしきは、井上新左衛門の門内に密書を投入したといふ事、此のことは大猷院殿御實紀によると、それは全然別事のやうである、煩はしいが左に抄出しよう。

此ほど小姓組室賀源七郎正俊が家に空名の書を持來りし者あり、その家僕等、使のさまいぶかしければとて取あげざりしかば、又代官井上新左衛門某が門内に其書を投棄てたり、新左衛門某此れを開き見れば、土井大炊頭利勝首謀として、天下を傾けんとの計略をめぐらす所、今度日光山御登山の慮を伺ひ、旗を擧れば急ぎ同意すべしとの趣なり、新左衛門某大に驚き、執政のもとに訴へ、源七郎正俊も其よし訴へたり、しかれば室賀が家僕その使も見覺えたるべければこれを搜して索めよとて其家僕日々府内を尋ねめぐりに懸町にて行あひしかば、召とらへ出しけるに、加藤豊後守光廣が家士、前田五郎八といふ者なり、此を繫獄し、正俊には御旅館にはせ付て、此事を注進せしむ云々と見え、猶同書には前に掲げたやうに、「諸大名の心を引きみんためわざとおのれ叛逆して、辱

なくも當代を傾け「ん由の廻文をめぐらしたりといふことを載せてゐるので、此の邊のことは、那邊迄が眞實の事であるか、甚だ曖昧である、況んや此の時前記光廣とあつた豊後守光正は、年僅かに十四歳に過ぎない少年であつたをや。尤も茲に又別の方面から一事項を傳へてゐる、それは國誌に引いてゐる、霜野物語の記事である。

加藤主計頭清正公は、御慈悲深く渡らせ給へば靡かぬ草木もなかりしに、清正逝去ましまして忠廣公の御代となり、深く色を好ませ給ふ故、御内室嫉妬の恨にて、比翼連理の御中忽ち不和と成り給ひ、殊に御國許に御子出生ありけるを妬ませ給ひ、御嫡子豊後守殿に忠廣公謀反の企てありと自筆に三ヶ條の目安を書認めさせ將軍へ捧げ給ふ、此によりて寛永六年忠廣公は羽州庄内へ流され給ひ御内室御子達も同じく流刑とぞ聞へる云々

此の事は「加藤肥後守忠廣之事」に今少し具體的に、詳細に述べてある、或點までは事實であらうが改易に値する程の罪科とは無論認められない。

かう考へて來る時、白石の言の如く、其の罪は何であつたか、定かに知ることは甚だ難しい、難しいが表面だけでも主なる罪科とされてゐるのは、虚氣者廣瀬庄兵衛井上新左衛門、土井大炊頭等の間に仕組まれた少年光正騙かしの一事項であつたことは信ぜられる。忠廣謫居の事蹟研究者羽柴氏は左

の如くいつてゐる。

井上が圍碁の友となりて加藤家に近付きしも、光正が戯れの書を井上に投ずるに至りしも、其の愚を利用せられて、彼の陰謀者の術中に落ち入りたるものにはあらざるか疑はしき事にあらずやと。

七 罪科の批判と光正の最後

動機の如何は別として、豊後守光正の手から、波紋が描きはじめられたことは信すべきである。此れは即ち江戸在住の少年光正の罪でこそあれ肥後在國の父忠廣が、所領没收、僻地貶謫に値すべき程の大罪とは如何に考へても信じ難い、さらば猶ほ別に忠廣の罪なるものがなくてはならぬ、大泉紀年に引用せる興廢志に

忠廣心根正しからず、金銀を好み美食を嗜み、家臣國民に辛く當り、法外の事多き故、民苦しみ臣疎み、悪事の行跡とも達上聞、寛永九年申六月廿一ヶ條の御不審を蒙り、申譯立難く領國被召上る此年忠廣は在國故に早々江戸へ罷り登り申譯可仕の旨奉書到來す、忠廣諸士を集めて、意見を問はれけるに、皆申は御不審の内當家に覺無之事多し讒奸の者有之と被存候然れば御申譯立べからず然る上は御切腹か流刑なるべし、所詮此上は御籠城ありて、天下の軍勢を引受け合戦候へかしと

云、爰に加藤右馬之介正方云々（○中略）早々参府の事に決定せり、前々参府の節被乗し日本丸といふ船、此度の支度に船奉行四宮左馬之介、船藏前の土手切崩し、彼船を引出せしに、曾て動かす人歩數百人に引出されれば共動かす、常に水主七八人程にて乗出せしに、此度の體怪異なり、四宮詮方なく其旨を申達、別の船にて出帆せらる、扱日本丸と云船は、其始忠廣下知有て、杉の二本にて造らせ二本丸と名付しを誤りて、日本丸と呼ばれければ、此事も此度御不審の其一成しとぞ。と見えてゐる、「二十一條」といふ事は野史にも見えてゐるが、其の一々の條文なるものは何物にも見えない、されば如何なる條項であるか知らないが、併し「申聞書」を吟味して見ると左の三項が特筆されてある

- (一) 光正の企圖に忠廣も内々同心したやうにも思はれたこと
- (二) 近來國內諸事不法なること
- (三) 江戸の妻子を無斷召し下したること

廿一ヶ條とはいつても、宣告文にあらはれてゐる主要な點は、以上の三ヶ條に過ぎない、より以上の事項を此れに記載せぬ道理はない筈、さすれば此の條項以外のは、察せらるべきであらう、詮する所罪科としては、只此れだけに過ぎなかつたと、解しても不當ではない筈である。

(一)は既に「肥後守不存の趣聞召分候」と明記してあれば、此れは即ち帳消しである、光正の件に關しては、忠廣は無關係であつたことが立證され、且つ其の申分が認められてゐる。即ち「謀反人に組みせし」といふことは、自然消滅した譯である、されば罪としては(二)と(三)の二項に過ぎない。(二)は何を意味するのか、漠然として其の中心點がない、或は去る元和四年の彼の馬方、牛方の軋轢をいふのか、果してそれならばそれは最早や時効にかゝつてゐる程の過去である。今更持ち出すのは不當も甚だしい、又「家臣國民につらく當り、法外の事多き故、民苦しむ臣疎」とあることを意味するか、但し國內の士民が君恩に靡いて、家富み國榮えて、何の不満足も無かつた事は、右に擧げた「飛鳥川」の記事によつて證明されてゐる、されば此(二)も合點が行きかねる。

(三)は「子母」とあるが此れは嬖妾と庶子とであつて、言はゞ一私事に過ぎない、嫡妻嫡子は法の如く、歴然と江戸に在住してゐる。「御不審の其一なり」といはれてゐる「日本丸」のことなどは彼の鐘の銘以上の横車である。かくすると残る所は何であらう、猶ほその申渡書なるものを一閱しよう。

肥後守へ可申聞覺

豊後守若輩にて今度之儀、一分の覺悟にて無之、肥後守も内々存儀も可有之と思召御穿鑿候處、肥後守不存の趣聞召分候間、常々の作法も能候はゞ國をも其儘被爲置、豊後守をも可被成御預候

得共、近年諸事無作法に聞かせられ候、其上江戸にて生候子母共御代替之砌、御隨も不申上、國元へ遣候儀、公儀をかりしめ曲事に被思召候、今ほど御代替御仕置始に候間、重科に可被仰付候得共、此度早速參觀並彼在所仕付致し、其上豊後守手前早々穿鑿仕、御尋の上有やうに申上候に付而、御國を被召上庄内へ被遣彼地にて爲堪忍分、一万石被下置候以上

豊後守へ可申聞覺

豊後守儀御爪のしをもけがし御名字の御名をも被下重疊御懸に候間、別而御奉行をも可仕上被思召候處、不届成儀を書廻候儀、曲事に被思召候間切腹をも可被仰付儀に候得共、御穿鑿の上うつけものにて仕候と被思召に付、命の儀被成御赦免、飛彈國へ御預候以上

と、随分彈壓暴戾を極めた宣告文である、「國をも其儘被下置」云々「御國をも被召上」云々などは何といふ非道の用語であらう、清正地下に聞いて、如何なる心地かする、右に「御爪の端をもけがし」とあるは、光正の生母、忠廣の夫人は蒲生秀行の女で、家康の外孫女であるをいつたのであらう。

此の宣告文の事項は、如何に曲解強辯するとしても、領國沒收、遠國流刑の結果は算出されない世に傳へられる光正の罪には、前記の如く無關係であつたことが認容されておれば、最早何にもない筈である。もし忠廣にして多少の罪があつたとしても、此の如き場合には、本當ならば父清正の功勞

も十分に考慮に入れらるべきであれば、其の罪狀の如何の如きは、實は一層の輕減を見る筈である。かく考へ來ると、結局白石の言の正當なるを認めねばならぬ、所詮は光正が彼の智謀の策士等に、すかされる程の少年であつた事と忠廣が閨門や亂れて居たことが、或點迄は事實で、猶ほ、武邊咄聞書にあるが如く、飯田覺兵衛から愛想づかされる程ではなかつたとしても資性賢明ではなかつたと言へば言はれる迄のこと、只かくの如きことに過ぎない、此れ以上の罪科としては、如何に繰返し敲いても出て來ない。光正の悪戯、たとひ眞實であつたとしても、それは所謂「未成年者」である、「未成年者」の罪は、罪は罪としても、そこに相違があるのは、法家の等しく認めてゐる所、光正の年齢を世には實際よりも、四歳多く傳へてゐるのは、此のあたりに多少のかゝはりをもつてゐるのではあるまいか、「未成年者」の悪戯、それを眞面目に取り裁くのも、ちと「ウツケ」てゐる觀がある、忠廣の閨門の亂れ、また父ほどの賢明さが無いのは、ひとり忠廣のみを責むべきではない。何となれば離るべからざる妻子を引き離して、江戸に人質として置き、主人は遠く自國にやもめ暮しを餘儀なくせしめ、又本領相續といつても、父の功を因縁的、傳統的に受け續ぐのみで必ずしも父以上の功勞を要とせぬ當時の習慣であつたからである、元來閨門の亂れなどは、當時の大名の社會では普通の事例で一枚擧するのが野暮であらう。先づ以て將軍である家康、秀忠は勿論、家光でも、綱吉でも名君とい

はれる吉宗でも、大御所である家持でも、大奥の閨門史に並ならぬ材料を提供してゐるではないか。又大名の素質を云爲しても「馬鹿」が殿様の代名詞の如くなつてゐたのは、當時泰平時代の現象ではなかつたか、されば右にあげた事實が事實としても、豈ひとり忠廣のみが槍玉にあげられることは、甚だ不公平、不自然なことではないか。

かう衝き込んで考へて來ると忠廣の改易は「加藤氏といふ名家」が自然に招かねばならなくなつた時勢の災難——それは餘りに過大ではあつたが——であつたと諦め難いのを諦める外はないであらう。

其の後「近世日本國民史」に就いて檢すると、寛永九年云々六月朔日には忠廣を處分した然も忠廣は果して如何の罪があつた乎當時及び後世の御用記事には、幾許の理由を掲げたが、其誠の理由は彼が加藤清正の相續者であつたといふ一事に歸着するであらう云々、此れも殆んど宿命と云ふ可きであつたらう。

と、全く自分と同じ見解が下してあつて、大に愉快を覺えたのであつた。

采は投げられた。投げられた采の目は如何ともする事が出来ない。裁きを強ひられた忠廣は、再び下國することも許されず、當時江戸にあつた生母と共に、其のまゝ出羽鶴岡の酒井忠勝に預けられて一万石を給せられ一子光正は重罪を科せられ、此れは出羽にも劣らない僻地である飛騨の國の金森出

雲守重頼の許に預け、月俸百口を宛て行はれた。光正は途中で自殺したと傳へられるが、飛騨の法華寺記録によると翌年寛永十年七月十六日行年二十歳で卒去、同所法華寺に葬り、蓮淨寺殿日慧大居士と謚されてゐる。光正の年を茲に二十歳とあるは疑はしい。恐らくせざるを得なかつたではあるまいか。何となれば廿歳とすると光正は忠廣が慶長七年の生れで、其の十三歳の時の子でなければならぬからである、國誌に「嫡子豊後守、大樹家光公ノ字ヲ賜ハリ光正ト稱ス、十四歳ノ時、父忠廣ト同日飛騨國高山へ配流」とある「十四歳」が信すべく、これによると、忠廣十八歳の時の子である、さすれば其の没年は十五歳となる譯である。

八 罪状宣告の状況

以上の如き首尾で、忠廣父子は終に悲運の身と沈むことを餘儀なくせしめられた、罪状申渡され時の状況が武林隠見録に見えてゐる。

六月朔日巳之刻出仕諸大名被留置、御白書院に於て加藤肥後守同豊後守御不審有之、仍而肥後守儀は肥後國被召上、莊内酒井宮内大輔に御預、堪忍分として一万石被下置、豊後守儀は飛騨國に被遣百人扶持被下之、右は老中列座に而被仰渡

猶、公儀御日記にも

二四

寛永九年六月朔大

一、黒書院ニ於テ加藤肥後守、松平豊後守不届之仕合依有之、肥後守儀は肥後國被召上、上羽莊内ニ御指遣、莊内酒井宮内大輔ニ御預、爲堪忍分一万石被下、豊後守儀ハ飛彈國エ被爲配、百人扶持被下候右之旨雅樂頭、讃岐守、信濃守、丹後守、大藏少輔被申渡候
と大同小異のことが記されてある只茲に不審であるは此の如き席に必ず端坐すべき土井大炊頭が見えぬことである例の羽柴氏はく

利勝ノ心ニナリ替リテ臆斷ヲ下セバ自分ノ畫策ヲ以テ大國ノ主ヲ廢滅ニ至ラシメタルコトニテ自然忠廣父子ニ面スルコトハ、良心ニ問ヒテ、不快ニ感ズル譯ナレバ、當日ハ何カ病氣ナドニ事寄セテ缺席セラレタルモノニ非ラザルカト思フ

とさへ喝破してゐる、十指の指す所、必ずしも嚴であるとは言はないが、此の一件に關して、土井利勝が中心人物であつたことは、最早争はれまいと思ふ。此れは「される」方からの土井觀であるが「する」方からの土井觀は、此の反對で、以上の事件の以外にも、彼の大久保相州、本多上州の國除の如き、肥後問題未だ漏洩の措置の如き、皆彼れが非凡の智略、格段の見識にして、所謂「寛永三輔」の一人として、美名を後年に傳ふる所以、されば畢竟見方の立ち場の相違であるが、吾人にして言はしめれば、其のことの今少しく男らしくありたかつたのである、今少しく情味がありたかつたのである。

九 忠廣の配所落

熊本から突如として、江戸に呼び出され、殆ど形式的、計畫的、強制的の取調べの上、罪に伏せしめられた忠廣は、其の後如何になつたか、其の後の消息は如何であつたか、此れが第二に知らうとする所である。庄内の記録に徴すると、忠廣一行が來着したのは、其の年寛永九年の六月十八日となつてゐる、而して當時江戸から庄内までの旅行日程は十一泊行程が普通の日割であるとの事であれば、江戸出發は六月七八日の頃であつたらう、即ち「六月初日巳之刻」に、第一審判決申し渡しから、約一週間の猶豫があつて、配地へ出發してゐる、配地といつても、一生涯到底再び出て來ることの出來ない所であれば、死地に出かけるのも同じこと、淺野内匠の如く即日切腹の如きは客觀的に明確な法度の犯罪人、何の廉で此の如き處分を受けたのであらうと、他人は勿論、當人でさへ自覺せず、「讒奸の者有之と被存候、然れば御申譯立べからず」で、伏罪したものに、一應熊本へ歸つて後始末する

餘裕も與へなかつたとは随分思ひ切つた殘忍なことである。

南國と北地とは、自然の風光が違ふ、今日でも山陽線、九州線を汽車で旅行するのと、奥羽線、東北本線のそれとは非常に異なるものがある、一は明るく賑はしく、一は暗く寂しい、昔はそれは嘸かして、其の上、旅行でなく貶謫である、出發から到着まで、心頭胸臆を徂徠するものは、只何かの一念であつたのであらう。此の一念を抱いて來着した彼は、領主酒井氏の取り計らひで、先づ鶴岡の南町常念寺に入り、茲で當分起臥することとなつた、此道中の事が、鶴岡雜談に出てゐる、引かう。

酒田鶴岡河原渡部氏、或人の昔話を聞いて曰、加藤忠廣公庄内へ配せられ給ひ、御下向の時、達三公、酒井忠勝のことより御旅中御用之爲と有て、御小姓衆之内三人御附ケ御下し被遊、御道中の御用御家臣同様に相勤下されける、既に大石田（○羽前、北村山郡、最上川が酒田の方へ左折する所の右岸、奥の細道にも出てゐる）に御下着、忠廣公御船に召されけるに、其日は最上水合よく殊に能程の東風吹し故晝九ツ頃には清川へ御着船被成けり、其節御附添の御小姓三人の衆、忠廣へ申上げるは、今日は能程のダシ風故、無御滞御早く庄内の地へ御着船恐悅の旨申し上げれば忠廣公三人の口上御聞なされ、今日の風何方より吹きたるぞと御尋ねになり、其時三人の者御答被申上しは、東より吹し風に御座候、庄内にては東風をダシ風と唱へ候と被申上しかば、忠廣公暫く御考

なされ、左あらば鶴ヶ岡の城、西に當りて海有るらん、惣じて其所より西に海ある國にては東風をダシ風と唱ふると言事、兼々聞及びたるわとの仰ゆゑ、三人詞を揃へ、御意の通り城より西三里隔て、加茂村と申所より、皆海に御座候と被申ければ、忠廣公左あるべしとの御意にて、甚御機嫌よかりしとぞ、御當地の者何の差別も考へず、東風をダシ風と覺え只昔より庄内限りの唱へならんと心得居しなるに、右之通り忠廣公の仰せを聞て、恐感し奉りしと語り傳へけるとかや

「ダシ風」は西北なる日本海へ船を出す風の謂で、北國地方にて東南の風をいつてゐることは事實である、此れは北國の方言で南國の人などが知つてゐる詞ではない。それを忠廣が知つてゐたことが此地の人々の語り草ともなつたのである、只一語一事であるが、忠廣の爲人を少からず反映してゐるのである。

一〇 忠廣扈從の家臣

配所へ下つた忠實に扈從した一行の家臣等は、如何なる人々で、如何なる人数であつたのであらう
謫居事蹟に引いてあるのを、轉載しよう、

百六十石 加藤主水
 百五十石 甲斐源左衛門
 百五十石 谷崎采女
 百三十石 下川兵太夫
 百三十石 神部小平太
 百石 水野長兵衛
 百六十石 加藤頼母
 百五十石 進藤七郎兵衛
 百五十石 杉村文太夫
 百三十石 永原七兵衛
 百三十石 萱野正三郎
 百三十石 加藤左平太
 百石 松下庄兵衛
 百石 鎌田平四郎

百石 福武彌左衛門
 百石 天野九十郎
 百石 村尾松之助
 百石 平野右衛門九郎
 百石 生駒九郎助
 以上 二十人

元より此れは士分の人ばかりで、男女召使に至るまで合すると凡そ百人近き人数であつたらしい。それは右加藤頼母の後裔、加藤氏の家に藏せられてある古文書によると、左の通りである。

覺

一寛永九壬申六月加藤肥後守様丸岡村へ御下被遊候
 一肥後守様同御袋様

御家來衆
 一進藤七郎兵衛殿 上下二人
 一永原七兵衛殿 上下二人

一 白元 (○不明)	一 萱野少三郎殿	一村尾松之介殿	一 平野右衛門五郎殿	一 谷崎妻女殿	一 神戸小平太殿	一 松下庄兵衛殿	一 下川平吉殿	一 水野長兵衛殿	一 福竹兵太夫殿	一加藤主水殿	一加藤頼母殿	一加藤左源太殿	一 甲斐源太左衛門殿
上下二人	(○不明)	上下三人	上下二人	上下二人	上下二人	上下二人	上下二人	上下二人	上下(○不明)	上下三人	上下三人	上下二人	上下三人

一 御歩行衆	一 御臺所衆	一 駕籠	一 御道具持	一 御草履取
四 人	十六 人	四 人	二 人	一 人

此人數七拾四人
外 御袋様方御上郎衆有之候人數不知

前書に對照すると、姓名に多少の相違があるが宛字、類似字などは聞書によくある事と、其の相違は別に怪しむに足りない、一行百人に近い行列、それには忠廣を主として、士あり、下郎あり「御袋様」の母堂あり「上郎衆」の侍女あり、只辿り行く足音の聞えるのみで聲一つなく黙々として進む、宛然死の行列であつたことを想起せしめる。

此れによると、忠廣の母堂も同時に下られたと思はれる。此の母堂に仕へる所謂「上郎衆」の名には岩田、きら、とる、やつ、ほら三の間者なつ、きり、はした女、松枝、あやめ、小人のもの九郎右

衛門などの名が見えてゐる文書がある

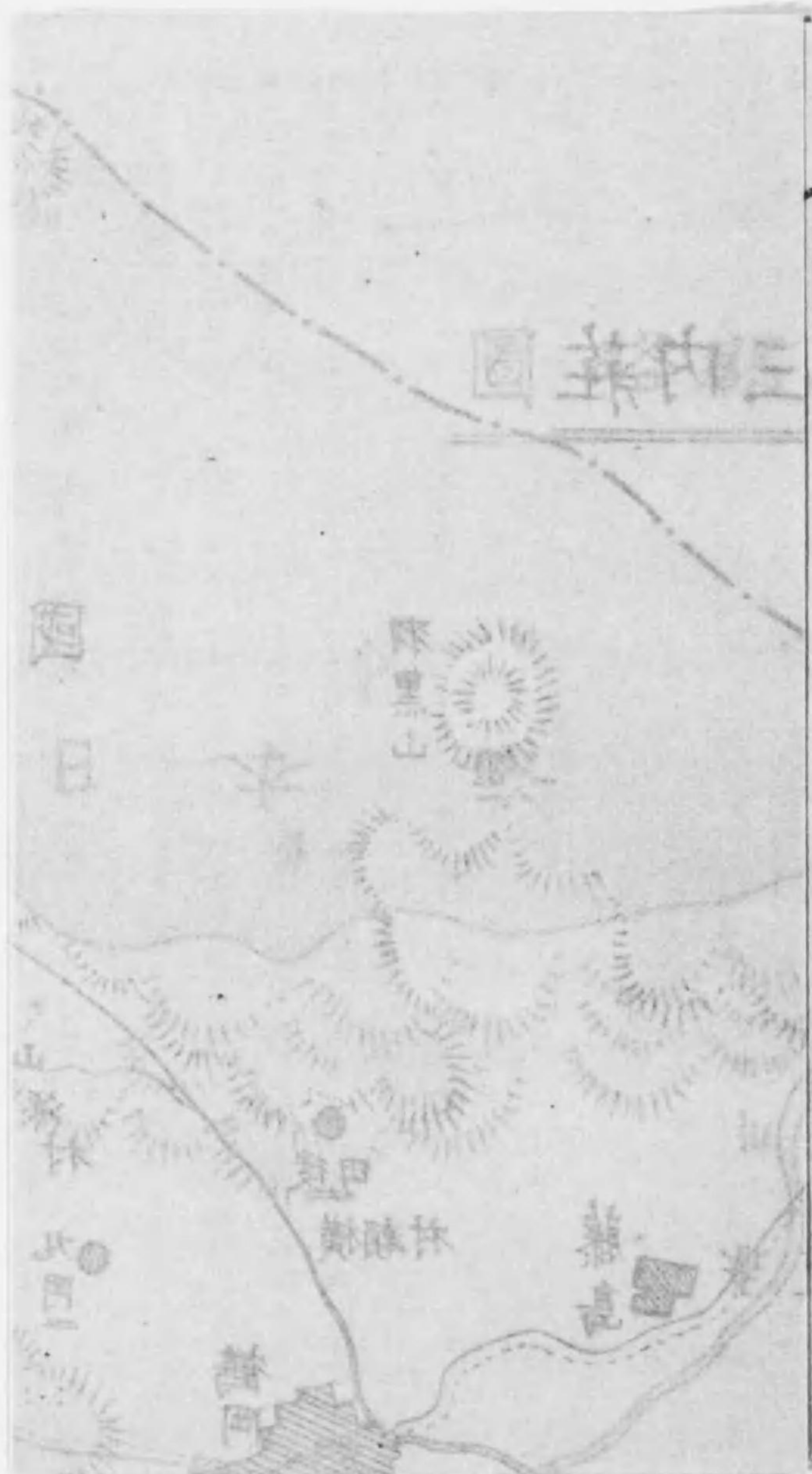
一一 丸岡の譚居

庄内藩主酒井忠勝は、幕府の目がねに叶つた今度の大役を引受けた人、万に一も落度のないやうに其の任を果さねばならぬ、依て此の事がきまるや否や、忠廣及び其の母堂の居住の新築に着手した。それは鶴岡の城下、西南凡そ二里半、東田川郡山添村丸岡といふ地であつた、丸岡は金峯山といふ山の東麓であるので、忠廣などには此の山の名が、せめてもの慰安にもなつたらうが、又却て思ひ出をそゝるものでもあつたらう、此の邸宅は六月すぐに着手、八月下旬には略出来上つたので、八月廿五日に彼の常念寺から此の新築の家に居を移した、元より酒井家よりは家士若干名を附して、此れを守護してゐたと羽源記などに記してある。

而して邸宅の總建物雑作の詳細は左の通りである。

丸岡にて御屋敷改帳

- ▲御書院 一、七間に七間半 一、三十本腰障子 一、六本から紙障子 一、二枚からさま 一、三十本
雨戸 一、十本あま障子 一、八本板障子 一、四枚付書院向障子 一、八枚高まど入かわ 一、十本

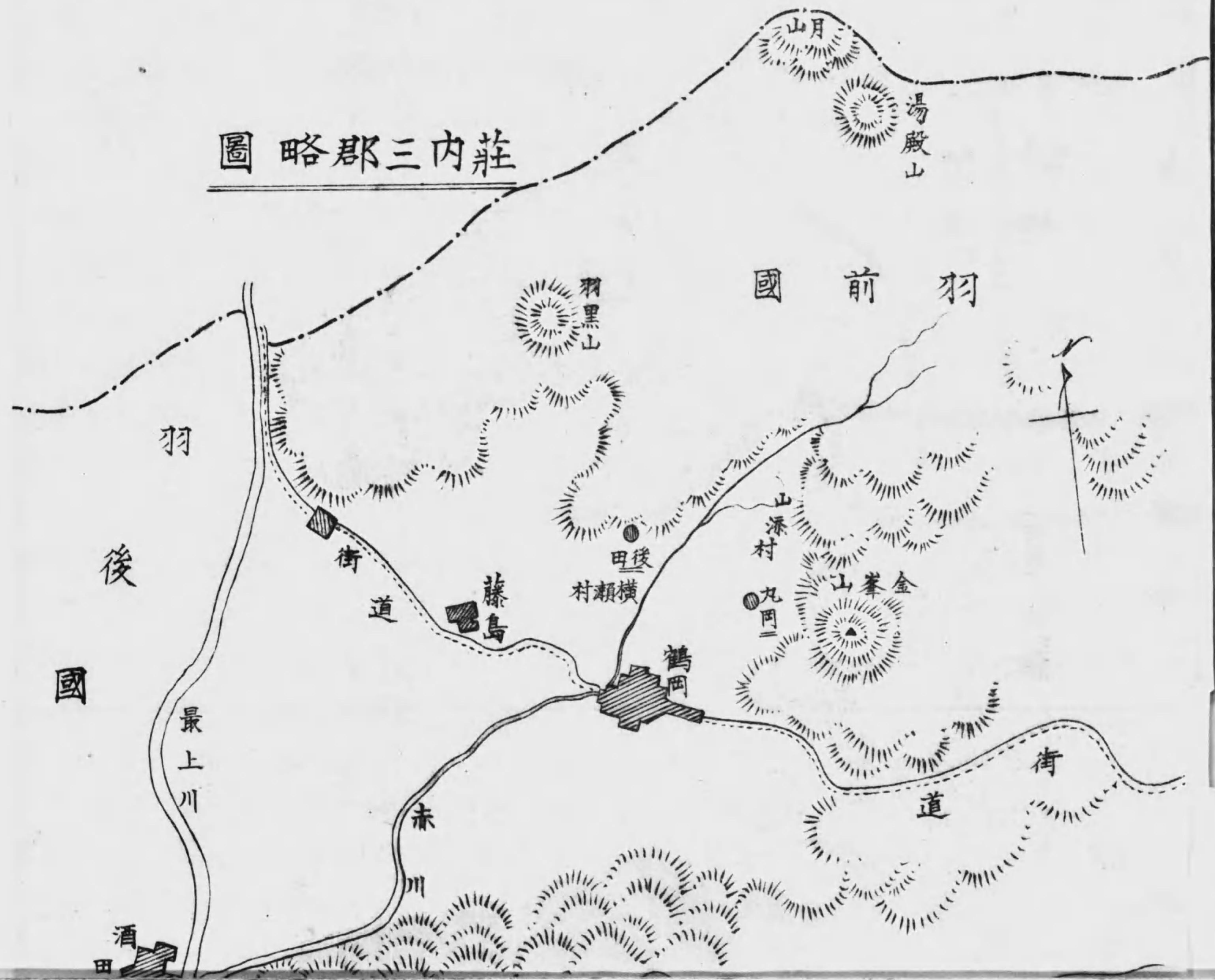


而して邸宅の總建物雜作の詳細は左の通りである。

丸岡にて御屋敷改帳

- ▲御書院 一、七間に七間半 一、三十本腰障子 一、六本から紙障子 一、二枚からさま 一、三十本
- 雨戸 一、十本あま障子 二、八本板障子 一、四枚付書院向障子 一、八枚高まど入かわ 一、十本

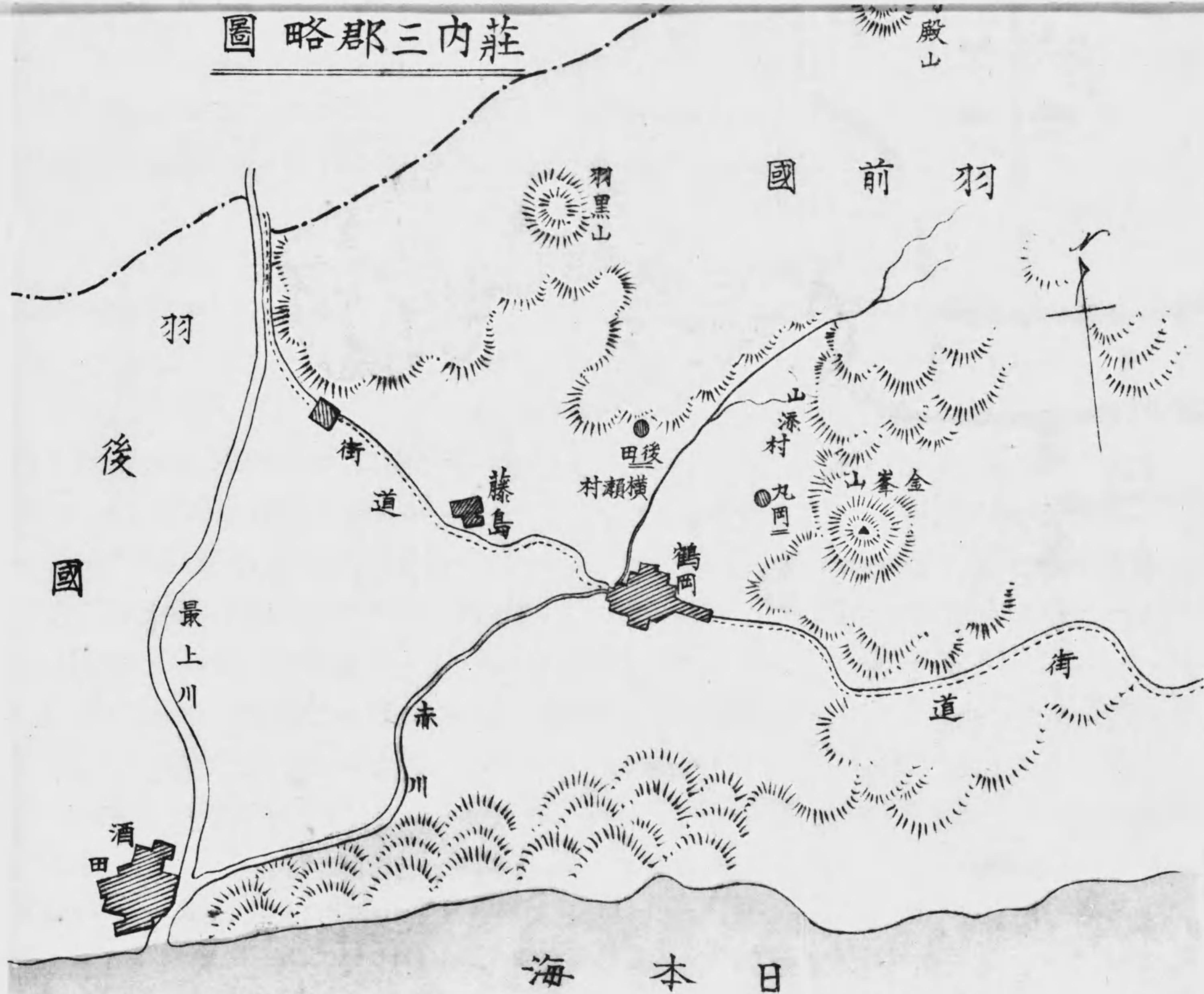
莊内三郡略圖



羽
後
國

酒田

莊内三郡略圖

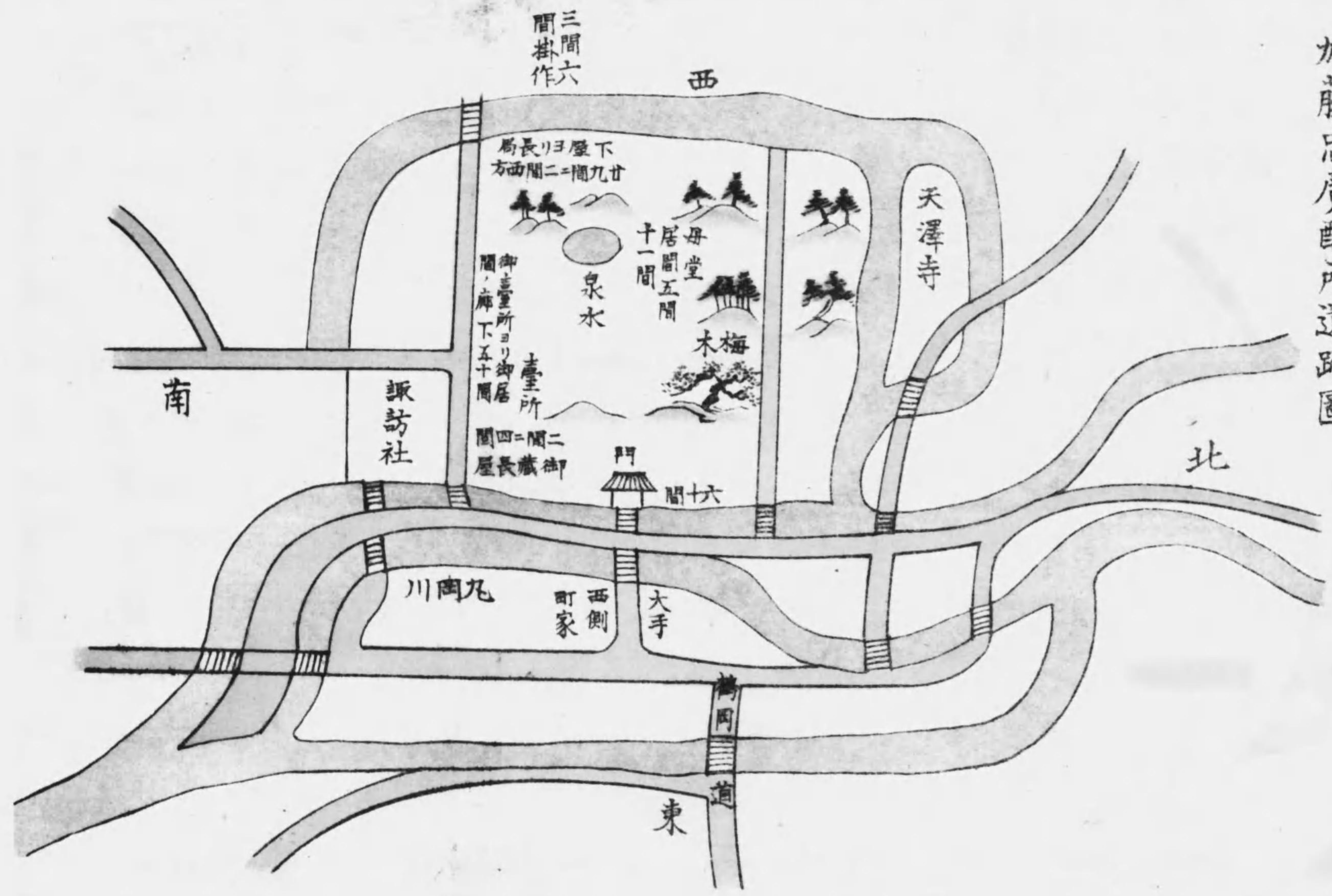


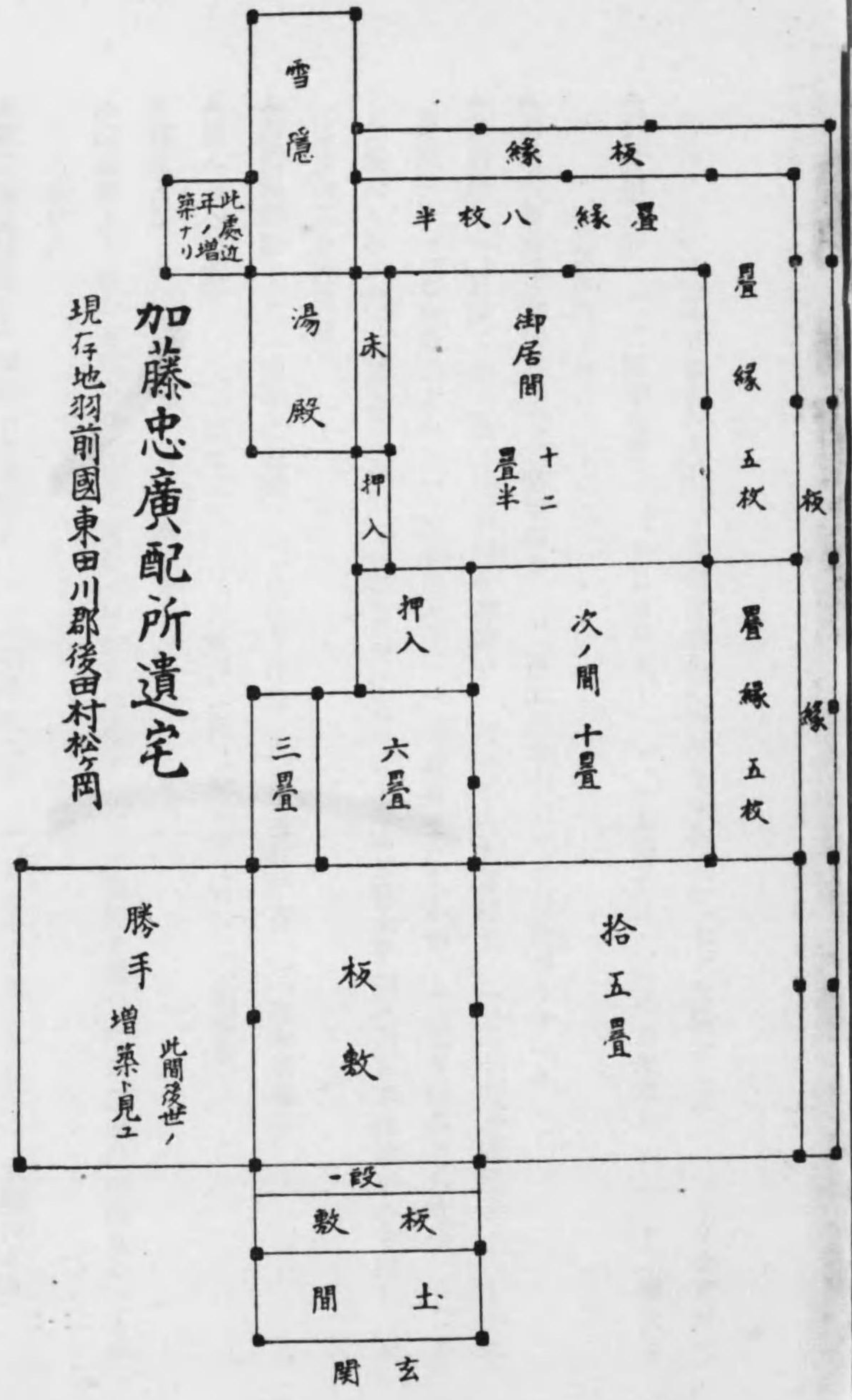
間に七間半 一、三十本腰障子 一、六本から紙障子 一、二枚からさま 一、三十本
 あま障子 一、八本板障子 一、四枚付書院向障子 一、八枚高まど入かわ 一、十本

羽前 羽柴雄輔著

加藤忠廣謫居事蹟
卷頭所載附圖

羽前國東田川郡丸岡村
加藤忠廣配所遺跡圖





加藤忠廣配所遺宅
 現存地羽前國東田川郡後田村松之岡



此處近、年ノ増築ナリ
 此間後世、増築見之
 三三

付ひさし 一、三十七本戸大小 一、六枚木から戸板たゝみ 一、七十六疊たゝみ 一、一ツきだはし

▲御寄附之間 一、二間半五間 一、十二本戸大小 一、一本障子 一、一ツきだはし 一、十二疊たゝみ 一、五枚板たゝみ

▲御臺所御居間之廊下 一、二間半四方 一、四本戸大小 一、十三枚召うすべり

▲御居間 一、五間二十一間 一、十四枚襖障子 一、二十八本腰障子 一、三十七本雨戸 一、十七本

雨障子 一、七本障子大小 一、五本戸大小 一、六枚高まど入かわ 一、五ツいろふち大小 一、百

七疊たゝみ(内三疊半たゝみ) 一、三ツきだはし 一、四本三間木平物(内二本はけいへきはし一尺

二寸内二本幅同断)

▲御湯殿雪隠 一、一間半に三間 一、二ツうけ舟 一、十三枚戸大 一、五本明障子

▲御ふろへの廊下 一、一間に三尺 一、六枚戸(内二枚シトミ戸) 一、引橋有

▲御風呂呂屋 一、三間四方 一、十本戸大小

▲御湯殿より西の方廊下への廊下西のかけ作りの廊下 一、一間に十間 一、十四本戸内四本シトミ戸

同六本半戸

▲御袋様御居間へ十間廊下より廊下 一、二間半に二間 一、六本内三本しやし 一、六疊たゝみ

- ▲御袋様湯殿 一、一間半に二間 一、六本内二本半障子内二つうけま
 - ▲御袋様御居間 一、五間十一間 一、十本唐紙障子内二本袋棚の附子 一、三十八本腰障子 一、百六
畳たみ内二疊とこたみ内半疊一ツ 一、九十一本板戸雨戸 一、四本西ノ六間戸大小 一、三本
半障子 一、六本 杉障子 一、三ツいろりふち
 - ▲かけ作り御家 一、三間六間 一、二十八本半戸内十本障子 一、二十四本板戸 一、四ついろりふち
 - ▲長つぼね 一、二十九間に二間兩方に下家有 一、七十一疊たみ 一、七ツいろりふち 一、三十五
本戸奥方廊下長局 一、十五本あかりしやうじ
 - ▲御臺所 一、六間十二間 一、七間一間戸 一、三ツ門はかま 一、六本半戸大小
 - ▲御門 一、二間四間 一、二間六間板家長家但し木藏二間四方玄關 一、三本戸大小 一、三間五間板
 - 長屋材木藏 一、二間五間 一、同断肴部屋 一、一本板戸 一、三間二十二間同断味噌藏 一、二本
板戸 一、三間に八間同断雜藏 一、二枚板戸 一、二間四方同断木藏 一、二間九間東の長屋(西板
ひさし有) 一、二間八間板下長屋 一、二間九間 板下長屋一、三間に七間板下長屋 一、三 間に
六間板下長屋(未の正月十八日)
- 以上は加藤頼母の後裔の家に藏せられる古記録で「未ノ正月十八日」とあるので、此の幽居に入つ

てから、十二年後の寛永二十年に記されたものである、其の當時の材料が今猶此の如く精密に傳はつてゐるのは珍しいので、今は煩を厭はず全部を轉載したのである。而して其の後、正保三年二月廿九日朝出火、忠廣の居室、臣下の家屋など焼失したことを傳へてゐるが、間もなく再び造營された。最初此の幽居の外廊は無く、加藤氏に取つても、酒井氏に取つても、甚だ物騒不安なものである。移居後三年、寛永十一年五月十六日に、外廊構造の願ひが許可されて、茲にはじめて堀を廻らし柴垣を結うた、此の間敷東六十間西六十二間、南五十間、北五十二間であつたといふことが、莊内物語や、酒井家普請方控に記されてある。

此れによつて見ると、五十二万石の領主のそれとしては、元より懸隔の甚だしいものであるが、併し罪科ある人の謫居としては、決して虐待されたものではない、長いきみではあるが、承久の昔の佐渡、隠岐の御わびすまひに比しては、むしろ勿體ない程ではないか、此れ酒井氏の同情好意による所が多かつたとしても、幕府の指令に忤ることは許されぬ、随つて此の措置は幕府の方針であつたことが知られる、茲に當局の人々の隠しおほせぬ人間性による現實の暴露がほの見えるのではあるまいか。

一二 普請の用材

酒井家普請方役所保存の文書の中に、右丸岡の加藤氏幽居普請に要する用材伐り出しに關するものも數通あるといふ。而して其の用材は東田川西荒野村字柳澤といふ所から出してゐる。其の文書は何れも文意はほぼ同様であるので左の二通のみをあげる。

丸岡御作事に被遣候材木切出申候事

一十六本は 但四人持也

一三十四本は 但七尺木也

右之通爲切候所實正也以上

申六月廿九日 吉左衛門印

藤兵衛印

重藏印

柳澤山木 衆

丸岡ひことの御家作切一本持之事

一合三十二本 但長二間木

右之通きらせ申者也

申六月晦日 勘左衛門印

ひとやくみ

重藏印

柳澤山に而

さて彼の「堪忍分として一万石被下置」の一万石は、羽前國西村山郡左澤に於てあつた、然るに此れは遠隔の地で、何かと不便であるとして、酒井氏の願ひによつて、同氏領内にと取替へたのである、如何に満居の身分としても百人未満の人数を扶持して行くのには、一万石では不如意勝ちであつた、されば酒井氏からは、年々相當の補助を加へつゝあつたといふ。

一三 忠廣の詩歌

由來満居の身は、籠中に天興の生を消費しつゝ死期を待つのである、茲に何等積極の作用はなく、生氣の動きはない、又あることは反則で、万が一にも召還を僥倖する身に取つては、いづこ迄も謹慎

の意の表現として、此の如き生活を要とする、冬早く春遅く、五感に觸るゝもの一として、愁情を刺戟しないものはない。冬期は鶴岡の城下でさへ、随分凌ぎ難い。幽居は山麓、風雪の艱苦は、愁情を幾倍したのであらう。庄内よりも雪も少く、溫度もやゝ高い弘前、こゝでさへ南國生れのものには冬期はストーブに、相當の寒を感じるのである。丸岡幽居の人々の苦惱、國を同じくするだけに、一層の同情にかられるのである。配所の月といふ詞もあるが、彼れ等は如何ばかり荒れ狂ふ風雪に怖れ、散り曇る月光に泣いたのであらう。茲に、少からず詩が出来、歌が詠まれたのであらうが、それすら殆んど傳はらない、忠廣の歌集は、其の詠三百二十四首を収めた「塵體集」といふものがあつたと聞か、其れも傳はつてゐないやうである。併し土地の舊家に傳へてゐる古記録の中に、忠廣の歌として記の如きものがあるのみである。

父君清正朝臣の忌日に

なきあとを問ふにつけても星移り、物かはり行く世をばうらみん

○

いとはやも誠の道に入りてなど榮え衰ふ世をは經にけむ

寛永二十癸未年正月元日

ゆたかなる恵みたま富みのどけさの、はじめ年月日のひかりかな
春立つや霞もけふしあまつそらのどけきあきの日の光かな
わか水やいつみと見つしいわ井つる、やまとことの葉かく人は誰れ
萬代のなにはわたりのはるがすみ、こゝろあるべき人すゝめつる
ときはなほ松もあひおひのちたねかな、君がめぐみも深きいゑく

寛永二十二配年正月元日

おしなべてときしおぼちの山櫻千枝春成るななめ成見て
尋常の月日か恵み春としの、あまねくみり世にみつる哉
いたづらにすぐす月日のなほをしみ、ことゝもここのまた人こゝろ
朝戸あけてふりさけ見ればあまの原、のどけき春の日のひかりかな
こほりなし忍ぶもぢすりもしな草、かくてにむすぶいわ井若水
誤字とおぼしく、判讀し難い所もあるが、もとのまゝにあげた。猶ほ忠廣の筆と傳ふるものに、古歌を書いたものもある 其の中で
誰れをかも知る人にせん高砂の松も昔の友ならなくに

人はいさ心も知らず故郷は花ぞ昔のかに匂ひける

日のひかりやぶしわかねばいそのかみふりにし里の花も咲きけり

大空を照り行く月し清ければ雲かくせどもひかりけなくに

いつはりのなき世なりせばいかばかり人の言の葉うれしからまし

かくしつゝともかくにも長らへて君が八千代に逢ふよしもがな

などの如き歌は、忠廣の自詠以上に、其の眞情を反映してゐるものとして、選出したものではあるま

いか。古今集など日夕愛讀してゐた生活の一端も窺ひ知られる。

此の外に彼の有名な漢詩がある

人間万事唯無定、身似明星西又東、三十六年如一夢、覺來莊内破簾中

此れは萱野氏の家に傳へてゐる横幅であるが菩提寺本住寺に藏してゐるのは堅幅で、起承の句が前

後してゐる、即ち

身似明星西又東、人間万事定不定、三十六年如一夢、覺來莊内破簾中

とあるといふ、國誌に引いてゐるのは

人間万事定不定、身似明星西又東、三十一年如一夢、覺來莊内破簾中

とあり、野史にあげてゐるのは

人間万事不定風、身似明星西又東、三十一年如一夢、覺來莊内破簾中

詩としての形式からいへば此れが最も正しい、此の如く字句が様々になつてゐる事のみならず、此の詩なるものに就いて、又別に考へられない事もないが、それは別事に属するので、茲には省筆する。併し彼れは嘗て那波道圓や、日收上人等によつて學を修めたとも言へば、詩文の知識が無かつた筈はないのである。

一四 母堂の永眠

日の光やぶしわかねばいそのかみふりにしさとに花も咲きけり

げに日月の光は遍照たるべきであるが、丸岡の一廓は照らさなかつた、

いつはりのなき世なりせばいかばかり人の言の葉うれしからまし

偽の多き世を憤る幽居破簾の中、笑聲人語の漏れることなく、さながらの修道院である、扨従し

て來た人々も、年々に死に行く其の葬送の如き、如何ばかり寂しいものであつたのであらう

日月は流れる。

丸岡生活二十年、慶安四年にはさしもの家光も死して家綱の世となつた、浪人由井正雪が幕府を脅かしたのも此の年で、此の閏六月十七日には、水野監物の妹、清正の夫人、即ち忠廣の母堂は、此の草堂の中にて、盡きぬ嘆きを抱きつゝ永き眠りに入つた。

右の記事に就いて、後に鹽出本妙寺住職の「寄語」が、同じ九州日日新聞に見えた。以下さながら轉載して、筆者の誤見を訂正する。

彌富破靡雄氏が九日紙上に連載せられし「加藤忠廣の改易と其遺蹟」に引用せられし、「謫居事實」「丸岡にて御屋敷改帳」「渡邊氏文書」「大泉紀年」等に加藤肥後守母儀又は御袋様とあるは即ち正應院なり慶安四年卯六月十七日歸寂し、始め丸岡城内に土葬し忠廣公薨去後鶴岡本住寺に改葬し、墓石には

正應院殿日怡大德尊

と記さる。然るに彌富氏は篇中に「此の閏六月十七日には水野監物の妹清正の夫人即ち忠廣の母堂は此の草堂の中にて盡きぬ嘆きを抱きつゝ永き眠りに入つた」と叙して、正應院を水野氏となせるが如し、これ恐らくは偶誤なるべし。水野氏清淨院は京都勸持院の過去帳に記すが如く京都本閉寺に埋葬し墓石現存するは人の能く知る所なり。

而して正應院は鶴岡に埋葬せられたる全然別個の人なり、氏の之れを混同せられたるは不審し。又た東京池上本門寺に正應院の逆修塔あり。同寺は日蓮聖人入滅の靈地として人に知られたる靈地にして紀州徳川家の香華寺なり。此の建塔は清正公息女にして紀州家に嫁がれし瑤林院の發願になれるものならん。塔の正面に銘あり。

斯十一層石塔藤原氏加藤前肥後太守清正嫡男加藤肥後守忠廣御母公正應院祐眞日倚爲便成正覺豫植即是道場高顯也

□永第三丙寅曆七月五日

左面 慶安三甲寅歲七月五日

右面 兩山第十五代日樹誌

右の塔銘に依れば忠廣の生母は正應院なるを知るべし。更に瑤林院が此建塔供養をなせし心情を考察し來れば、瑤林院もその所出なるを想像するに餘りあり。但し左面の没年の事實より一年早められ居るは、世を憚る人の最後殊に交通不便の時代に有勝なる傳聞の誤りなるべし。

筆者が「水野氏」としたのは、「山形縣鶴岡市金照山本住寺」發行の「加藤候御母堂、正應院殿之墓。清正公御息男、帝光院殿之墓」と立札と共に二基の五輪塔の墓石の繪葉書に「清正公夫人並ニ

水野氏（○恐らくは清正公夫人水野氏並ニであらう）肥後守忠廣公ノ墳墓」とあつたのに、何の疑もなくよつたので、生母の外に「清淨院」のあらん事に氣附かなかつたのは迂濶であつた。其の後中島廣足の年々雜録、文政七年の卷に

清公侯御室

清淨院妙忠日壽大姉 明曆二丙甲九月十七日 御墓在本國寺

右東照宮御養女、忠廣公御母堂、水野和泉守息女

とある記事も、ふと目についたことであつた。鹽出氏の御注意を感謝する。

上記の如く正應院の死について、酒井家からは江戸に飛脚を立て、此の事を届け出でた、檢使として佐久間宇右衛門は、其の七月六日に來着 此の時の文書は、西田川郡番田村の渡邊氏の家に傳へられてゐるといふ、左に

一筆令啓候加藤肥後守母儀去十七日相果候由書付之通達御聽候處爲檢使佐久間宇右衛門被差遣之候於彼地様子可承届旨被仰含候間



忠廣公及母堂廟外園

可被得其意候恐々謹言

- 阿部豊後守忠秋（花押）
- 松平和泉守乘壽（花押）
- 松平伊豆守信綱（花押）

酒井攝津守殿

此の檢使に差出した肝煎運署の書面の文句は左の通り、此れは大泉紀年に出てゐる。書付差上之覺

肥後守様御袋様當五月廿五日少々つ御氣色悪しく御座候に付而鶴岡より良宅と申御醫者御出様々御養生被遊候得共御檢氣も無御座候六月十七日御遠行被遊候御寺は鶴岡にて法華宗本住寺に御取置被成候様子丸岡村肝煎百姓共堅不奉存候右之通少も偽無御座候間爲其如斯申上候以上

- 丸岡村肝煎 新右衛門
- 弟 同村 彦 助
- 同村 肝煎 源 七郎
- 弟 同村 源 三郎

肝煎 興兵衛
弟 同村 仁藏
青龍寺村大肝煎 大瀨六兵衛

慶安四年卯七月六日

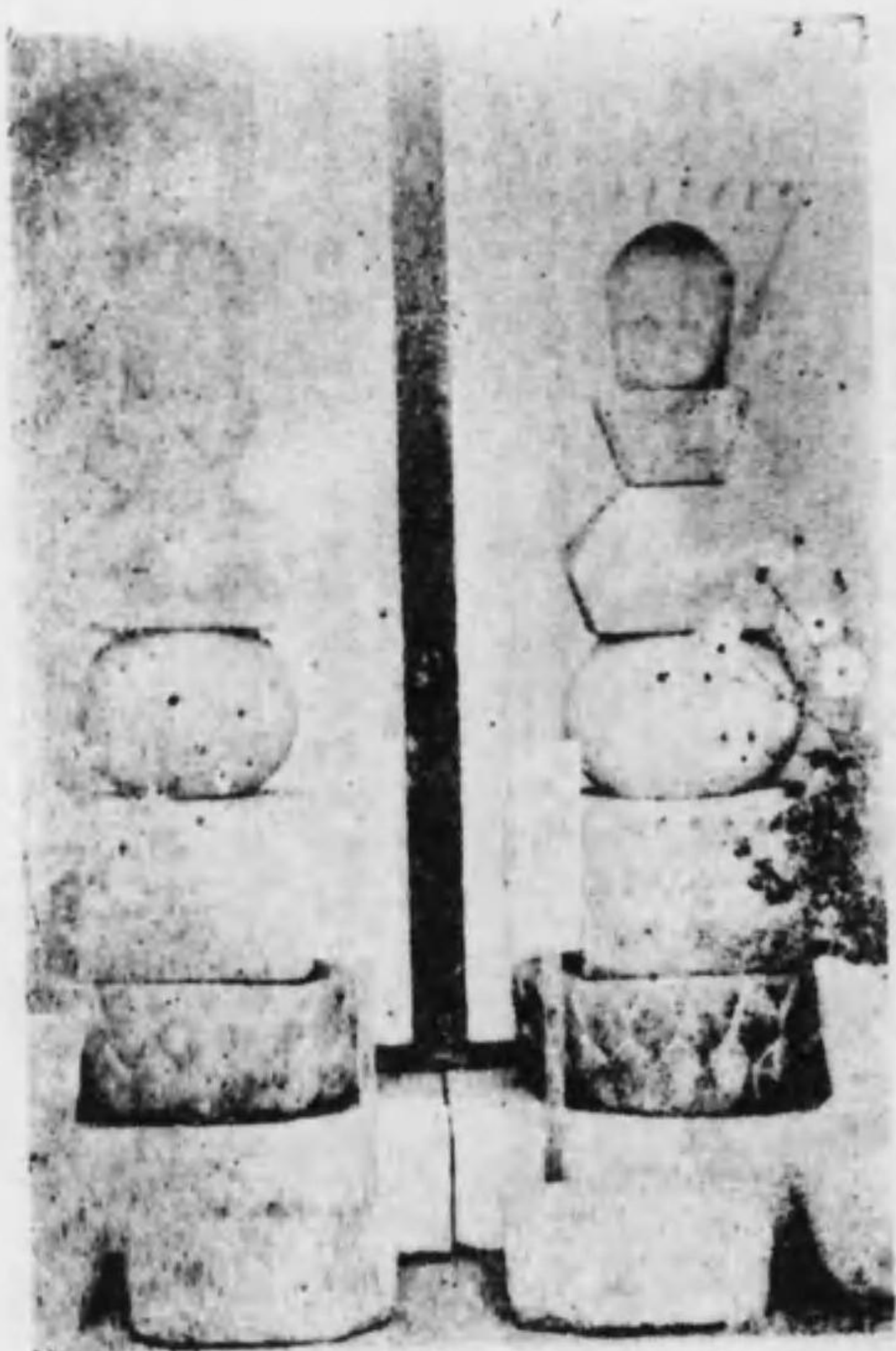
佐久間宇右衛門様

而して其の死骸は「丸岡屋敷之内に土葬に成置被申候」と鶏肋篇にあるやうに、當時は其の邸内に葬つてあつた、後忠廣の卒去後、鶴岡の法華宗金照山本住寺に改葬して、忠廣の墓と並べられたのである。現在猶同寺墓地に、土蔵造りの雨覆ひの中に、五輪の石碑が其のまゝに存してゐる、法名は正應院殿日怡大徳尊とある。

一五 忠廣の臨終

恐らく其の笑顔も見ることもなくて母堂と永訣した忠廣は、最早其の殘餘の生の意義を失つたのであらう。かつて其の後を嗣ぐべく準備もされ、期待もされた一子光正の計は既に二十年前、飛彈山嶺に傳へ聞き、今慈母の柩を送つて、靜思三昧に入り、憂鬱は長へに去るべくもない。塚土も未だ乾かない

翌々年、即ち承應二年閏六月八日には、生きてかひなき忠廣は、終に母の後を遂うて去つた。時に五十二歳、一に五十七歳とあるは誤り、庄内生活に入つた寛永九年から、廿二年を闊してゐる。二十二年、一口に言へば何でもないやうであるが、此の如き生活に取つては随分長い月日であつた、此の臨終の際の状況は羽源記に見えてゐる、轉載しよう。



忠廣公及母堂五輪塔

酒井家に於ては徳川家に反して、種々情ある取扱ひをなされければ、忠廣にも忝なき事と思ひて、大に酒井家を慕はれたり。此の年酒井攝津守忠當には在府なりしも、忠廣の病褥に臥されし頃に、國元への暇賜りて今や歸途に就きしと聞えければ、忠廣には「配流の身なれば、何も言ひ置きたきことも無けれど、攝津守こそゆかしけれ」と、其の下着をのみ

待たれたり、頓て卒去の前日漸く鶴岡に着せられ、城内中の橋まで入りし時、丸岡より急使來りて、忠廣の病革なりと告げられしかば夫より殿内にも入らず、直に駿馬に乗り替へ丸岡に至り、忠廣の病床に就き「攝津守御見舞申す」と呼べども、既に物言ふことも叶はざれば「何ぞ御言ひ置く事もあらば之へ」とて紙筆を出されしも、字を書くことも叶はずなりければ、忠當重ねて「何ぞ御言ひ置くことあらば、攝津守承らん」と申しも、尙一言も發し得ず、僅に目を開きて並居たる臣下の人々を見廻して涙ぐませければ、忠當其意を諭り「御家來の人々は攝津守扶持し參らせん御心安かれ」と申されければ、さも嬉しげに微笑を洩らして眠るが如くなりしとぞ、此の日忠當には何程急かれしか、扈從の士丸岡に至るまで一人も續きたるもの無かりしと云ふ。

と、實に哀れな最後ではないか、前に引いた興廢志に忠廣の行狀を記してある中に「忠廣心根正しからず……家臣國民に辛く當り法外の事多き故、民苦しみ臣疎み」云々とあつたが、此の最後の記事を見るに及びては、意外の感に打たれるであらう。

例の如く酒井氏からは、飛脚を以て幕府に届けがあつた、多賀外記が檢視として同月廿五日來着肝煎から檢視へ差出した書面

肥後守様六月廿九日頃から御煩被遊候由承り申候鶴岡御醫者衆御養生に御付被成候、閏六月八日御

遠行被遊候以上

閏六月廿五日

大肝煎 大龍六兵衛

丸岡村肝煎 新右衛門

同 源七郎

多賀外記様御内

高谷平殿

其遺骸は鶴岡七日町本住寺境内に葬る。墓碑に「前肥州帝光院殿澄誠覺日源大居士」とある。

徳川氏が永らく患を包んでゐた加藤氏も、終に大詰となつて、茲に黒い幕が閉ぢられた、熊本城の背景消えて二十二年、登場人物の光正卒して二十一年、土井利勝眠つて十年、將軍家光薨じて三年、母堂去つて亦三年、今忠廣逝いて從來積りし罪も恨もうたかたの、消えては元の無にかへつた。人生一戯場の夢に過ぎなかつた感がある。

一六 家財の没收附刀劍目錄

此れで筆を擱く譯には行かぬ、其の後始末まで見届けて置きたい。

當時の爲政者の苦慮した加藤氏自然衰滅法は、今や結果となつてあらはれた、此の後の處置は如何になされたか、加藤氏の所領一万石は勿論、其の私有家財に至るまで、一切幕府の没收する所となつた。此れは前記檢使多賀外記が命を以て行つた。其の後加藤氏の遺臣加藤主水、杉村文太夫の兩人に酒井氏より山本助右衛門を添へて、其の没收せられた品物を幕府に納めしめた。阿部豊後守忠秋此れを請取つた、其の品物の詳細な目錄が傳はつてゐる。今其の重なるものを略記しよう、多數の刀劍の如きは、實に清正の武を聯想せしめるものがある。何かの参考ともならうと思ふので刀劍の品目は全部をあげる。

ひかへ御帳	一則	光	同	同
刀、脇差之覺	一則	重	同	同
一正 宗	一來	國光	同	同
一吉 光	一廣	光	同	同
一左文字	一秋	廣	同	同
同	同	同	同	同

(○以下何れも、つか、目貫、めくき、ふち、つば、せつば、さや下緒、栗がた、はつき、等詳細に記載してあるが今略す、以下同じ)

一行 光	同	同	一筑前廣行	刀	折紙有り同
此行光死骸桶に入置候得共取出し差上申候	同	同	一則 重	刀	同
一兼 光	同	同	一吉 房	刀	同
一長 義	大脇差	同	一左文字	刀	折紙有り同
一高田貞行	中脇差	同	一平安城	同	同
一藤 島	大脇差	同	一兼 光	同	同
一みよし	同	同	一了 戒	同	札有り同
一了 戒	同	同	一吉 江	同	札有り同
一左貞吉	同	同	一無銘島田	同	同
一片 山	中脇差	代金二枚の札有り同	一延 壽	同	同
一左定行	小サ刀	折紙有り同	此延壽死骸桶に入申候得共取出し差上申候	同	同

一青 江 同 同 一かたかま 志津鐘 一本
一來國俊 太刀 同

以下は茶器、調度品、金砂銀砂小判、大判、印子ノ船、印子ノくさり等に至るまで一々明瞭に記して最後に

承應二年癸巳閏六月廿六日

- 萱野 正左衛門
- 杉村 文 太夫
- 加藤 主 水
- 加藤 頼 母
- 石原 源左衛門
- 石原 平右衛門
- 長谷川 權左衛門
- 未松 吉左衛門

御上使
多賀外記様

と記されてある、多賀外記が在留中に調査作製したものである、即ち遺物は一品残さず文字通りに没收されたのであつた、翻つて上記「行光」、「延壽」の書添へを見よ、此の二口は必ずや忠廣が其の生前に於ける最も愛好してゐたものであらう、或は恐らくは遺言であつたかも知れぬ。一は主君の心を慰する爲めに、一は死骸の護りとして、死骸の桶に入れたものをすら「取上差上申」すことを、餘儀なくせしめられてゐるではないか、左に謫居事蹟の文の一節を引く。

吁々此目録を一讀せる者に其心中果して如何なる感を發せるか。始め熊本城の没收せらるゝに當りて、清正以來貯藏せられたる兵器、糧食、金銀、器物其數幾何ぞや。之れ決して少數に非ざること明らかなり、之れ皆領土と共に悉く没收せられしに非ずや。然るに尙且足れりとせず、思はざりき忠廣死して其屍の末だ冷えざるに、身邊の器物、刀劍、金銀等一も餘すもの無く、焼け残りの金物、煙管の呑口に至るまで、悉く没收せらるゝこと斯の如きに至らんとは、殊に甚しきは既に棺中に殉せしめたる延壽の太刀、行光の小刀を引き出して持去られしは人の墳墓を撥きて埋藏物を奪ふの盜と何ぞ撰ばん、其の暴なること狼鷲も及ばざる行爲と云ふべし。狼鷲能く禽獸を撃搏するも、尙羽毛齒角を餘すことあり、酷吏一たび丸岡の邸に臨みて室に一物なし。爾來今に至るまで數百年之を耳にするもの誰か切齒扼腕目を瞑らし髮を逆かしまにして幕吏の亡狀を忿怒せざるものあらん

や。況や當時親しく之に接し、之を目撃せし遺臣諸氏に於てをや。茲に至りて吾亦潸然として涙下り潸然として陶塞がり手指凝り筆苦澁り其實況の万一を盡す事能はざる也。
と吾れ又何をか言はんやである

十七 本住寺所藏の加藤氏の遺寶

現時本住寺に「清正公忠廣公御遺寶」なるもの十數品を藏してゐる、何れも其の所傳の正しきや否やは保證し難いが、今は妄りに取捨すべきでない、故に其のまゝ轉載する。全文本住寺から出した「清正公及忠廣公御遺寶」とある印刷物のまゝである。

清正公及忠廣公御遺寶

▲扇形の短刀 二條城に於て豊臣秀頼、徳川家康と會見あるや公は秀頼に扈從し万一の事變を慮り懐にせられたる短劍にして松倉卿義弘の作にかゝる、該品は國史上著名のものにして公か誠忠の神靈の宿る所御遺物中最貴重の品なるを以て公の舊臣四家（加藤、杉村、萱野、永原）之を保管し毎年六月八日公の世子忠廣公の忌辰に際し靈前に於て齋戒沐浴授受を爲し來りしが現今は當山に於て之を保管し四家これを監督す、門外不出の靈寶なり。

▲清正公兜守 妙見大菩薩の尊體なり、公が朝鮮を征せらるゝや豊公北の政所の賜ひたるものにして陣中常に兜の中に納め置かれたりと云ふ。

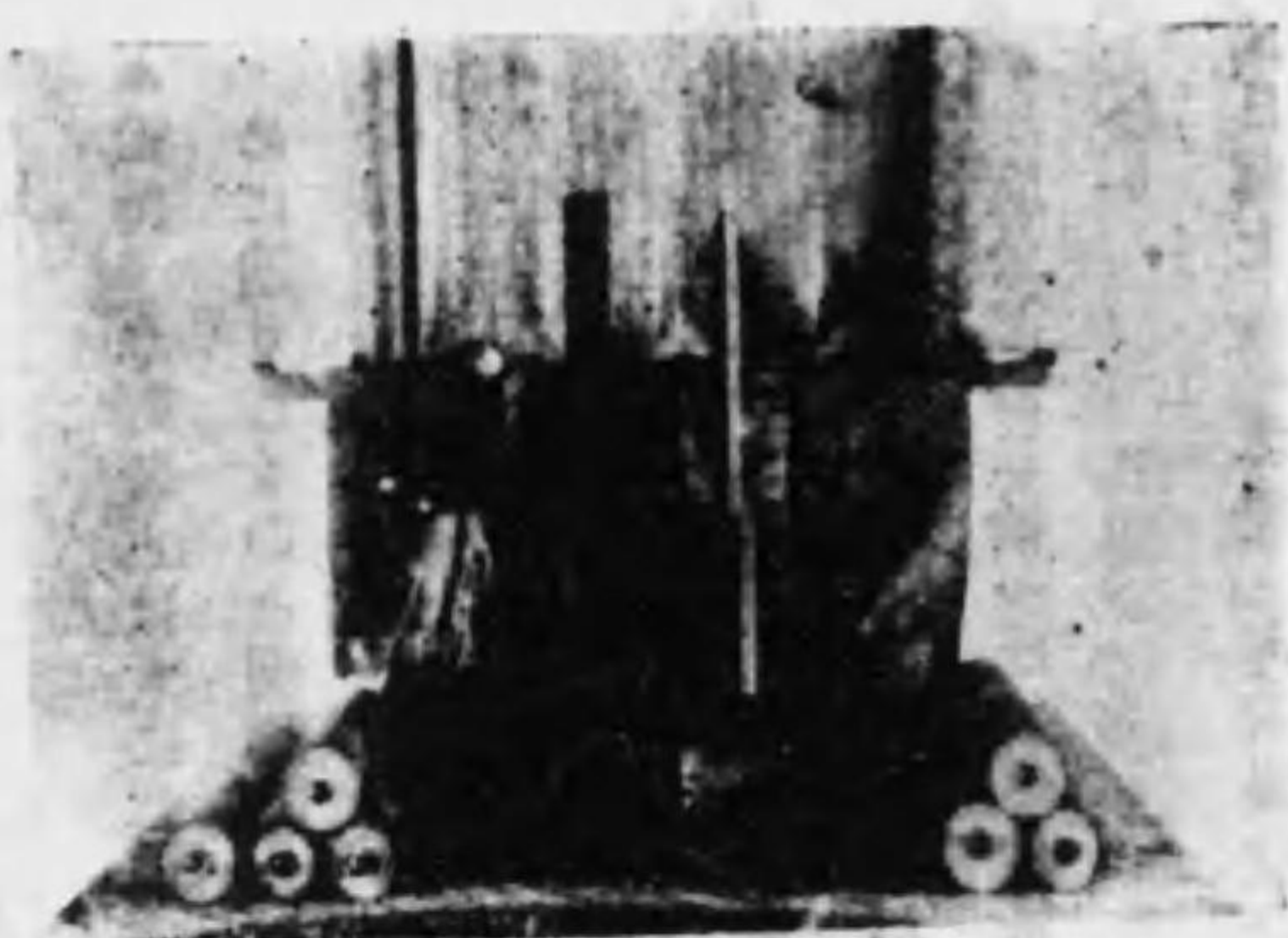
▲三重塔 木造にして高さ約壹丈即兜守の妙見大菩薩を安置せられたるものにして慶長年間の製作にかゝる。

▲清正公御自筆法華經 公は深く法華宗を信仰し妙法五字の軍旗を用ゐられしは世の洽く知る所なり。此經文も亦兵馬控勿の際躬自ら書寫せられたるものなり。

▲長生壺 朝鮮征討の節同國人の獻品にして古色掬すべく稀代の名器所謂古高麗の製なりと云ふ。

▲湯吞盤 清正公陣中常に使用せられたる木椀なり

▲鐵棒 清正公陣中巡檢に際し常に携帶せられたるものにして其實は南蠻鐵なり。金象眼を以て南無妙法蓮華經と認めあり、元と五尺余の長さなりしも信者の懇望により鋸又は刀劍等を鍛へんが爲め漸次切斷讓與し、惜哉現今は僅に貳尺餘を貽せる



清正公自筆法華經ト扇形短刀

のみ

▲鍔鏡 本邦鏡とは大に其構造を異にせり、傳云ふ朝鮮人日本刀の鋭利なるに恐怖し之を防がんが爲めに造りしものと朝鮮陣分捕品の一なり。

▲念珠 軍陣中清正公が常に鍔上に掛けられしものなり

▲清正公御書 日蓮上人遺文中の一節を書かれしものなり。この御書により公がひとり佛法に歸依せられしのみならず最も敬神の念の深かりしを想ふべきなり。

▲刀 義弘の二字銘にて渡海安全大願成就加藤清正と鑲めり

▲巻繪の杯 陣中にて清正公が使用せられし大木盃なり

▲忠廣公御書二軸一は新年試筆にして一は丸岡にて作られたるの人間万事常不定の詩を書かれしものなり

▲日蓮上人の尊像 青銅製の小像なり清正公の御書に（凡拙者軍功の儀大日本は申に及ばず異國にても手に立つものも候はず諸卒臆病の者なしこれ偏に高祖大師を頭にいたゞき朝夕南無妙法蓮華經と申故軍に勝ちもの食はずとも命には別條なく候）と云はれしは此尊像なりと云ふ

▲十界曼陀羅本尊 右は清正公が軍陣中常に懷中に納め信念をこらされたる本尊にして日朗上人の親

筆なり

▲鬼子母神 清正公の夫人二條在城の時北政所より賜ふ所五十年來御持佛として奉崇せられたを子安の尊像なり

▲大黒天 忠廣公持佛堂の尊像なり作者未詳

▲清正公 父子相慕の神像忠廣公の遺命により當山十一世日宗上人之を奉安す

▲陣羽織 文祿の役清正公主船の公手三十六人をして一様に着襲せしめ渡陣せられしと云ふ忠廣公の遺臣之を家襲して當寺に納む紅地波上に題を染出す。

▲半鐘 右は朝鮮分捕品の一にして龍頭又は鑲める天女等の容姿を見てもその本邦製にあらざるを知るべし

右は當山什物中加藤家御遺物にかゝるものなり。忠廣公奉葬の當時は名器刀劍等數多の物品を納附せられしも年月の久しき、火災その他の變遷により多くは散逸して現今は僅に右の十數品を存するのみ。

鶴岡市 加藤忠廣公御遺蹟 金照山本住寺

以上目録に見えゐる中、彼の有名な二條城會見の時、清正の懷にしたと傳へられる寶劍があるが此

の短刀が果してそれでありや否やは斷言は出来ない。併し此の短刀は加藤家に取つて、非常な大事なものであれば、貶謫の身といへども、忠實の手許に秘藏されてあつたことは察するに難くない。此の刀のことについては、二條城の會見後、清正は無事秀頼を大阪城に送り届けて

清正退出して宿所に歸りて寢所に入り、肌を隠したる短刀を拔出して、暫く此れを詠めて、又鞘に納めて落涙數行の後、清正幸ひにも冥加に叶ひ、秀吉公の厚恩を報ずるを得たり、若し二條に於て不慮の事あらば、御前の砌は清正も無腰なれば、件の懐劍を以て働くべしと思ひしに君も無恙御歸城なれば、吾も亦今日の安堵を得たりと申されけるよし。

又曰く此短刀は往昔清正未だ虎之助と申せし頃、志津ヶ嶽の高名ありし時、當座の褒美として秀吉公より下し置かれたるものなり、其時秀吉公の仰には、後日御加恩の上、此品は召返さるべしとの上意ありし程の御秘藏の名劍なれば、清正は常に之を肌をも放さずと云へり、此事は寛永中、清正家の浪人にて、庄林軍人の子隼之助と云ふもの、北條氏長に語られし所なり、隼之助は清正の近習なり。

と慶元記に見えてゐることによつて、察する事が出来よう。

一八 遺臣の四散

幕府は清正以來蓄積した名劍珍器の類即ち其遺品は一品も餘すことなく没收したが、其の遺臣は此れを没收扶持することはしなかつた。彼等には、歸國、在留、其の他諸方へ立ち去ること、希望に任せ、勝手たるべしとの指令を發した。此の北地に二十餘年主君に侍して艱難を共になめた遺臣等の後日の保證は、少くとも主君の殘された財寶の一部で、此れを償ふは當然の措置であつたらうが、當局の人は冷やかであつた。各自の隨意に身のふりかたをつけよとのこと、泣いても怒つても、無力の浪人は、其の指令通りに直ほに動いた。即ち遺臣等は相談して、其の希望を認め、酒井氏の手許に差し出した。其の書類の寫しが傳はつてゐる。四十一名、各々の姓名の上に年齢を書き、在來の履歷と祿高を記して、最後に希望を述べてゐる。今一々此れを列記するは餘りに煩はしいので省略するが、其の希望の一斑を示すと左の如きことである。

○御暇被下候は、當地に居申度候

○筑後國へ參度候奉公の望無御座候年忌々々には庄内へ參度候

○先江戸へ參り其後阿波へ參り申度候

- 京へ参り申度候
 - 肥後國へ参り申度候
 - 江戸に参り備中に参り申度候
 - 先江戸に参り其後安藝國へ参り申度候
 - 先大坂筑前に参り申度候
 - 先江戸へ心指申候
 - 江戸へ参り其後は京に参り申度候
 - 庄内に罷在度候
 - 會津へまかり越し申度候
 - こゝもとに罷在度候
- などあるによつて、其の散りくばらんに各互にふりかへり見つゝ別れ去る哀な光景がまさしくと展開されるのである。
- 此の中で永原、加藤、谷崎、杉村、萱野の諸氏は士分として、酒井家に抱へられ、其の家は近世まで續いてゐたとの事である。

一九 酒井家の好意と加藤氏の復活

鶴岡昔雜談の記事として、謫居事蹟に引いてあるのを再録する。

丸岡村上氏云、右御構内北東に當り、肥後殿御庭の梅木なりとて古木あり、其木半は枯て見ゆ又東南の方に御泉水の跡也とて幅三四間に長さ五六間の地ひく成所有、此邊に昔し御庭石とて色々の貝など付たる海石有候を尾の落るまじなひに妙也とて、昔より段々取盡して今はなし、却て此村の百姓どもは、肥後殿をば領主の如く心得て、尊敬厚く語るなり。

此れ忠廣の爲人を窺知する一資料であるまいか。

酒井家に於ては徳川家と反對にして事々に深切を旨として取扱はれ其家計の窮乏せるを見ては、多量の米穀を惠み、其病革りしと聞きては、長途の歸城其室にだに入らず直に馬を飛して病床を訪はれ、慰問至らざる處無く、遺臣の身上までも引請け、忠廣をして安心に瞑目せしめたるは感ずるに餘りあること也

とは同國の人、羽柴氏の記す所である、吾人は酒井家の措置に、深甚の謝意を表せねばならぬ。猶ほ忠廣の命日即ち六月八日には従來加藤氏の遺臣六名、それは忠廣の歿後、酒井家の士分として召し

抱へられた永原、兩加藤、谷崎、杉村、萱野の家系の人々の六名が相集まりて法會を營んで居たが、現在は其の後裔鶴岡に居らす、されば本住寺の住職と世話方、毎年其の法要を行つて居り、猶ほ清正の命日には、同様の人々が別紙目録の遺物を展覽して、聊か其の靈を慰めて居るといふ。但し清正の命日は六月二十四日であるが此れは陰曆であるので、現時は七月二十四日に當てゝゐるさうである。此れを聞いて吾人が謝意は、單に酒井家に對してのみならず、むしろ現時に於ては、鶴岡の有志の人々に注がねばならぬ。加藤氏父子も泉下に必ず感謝してゐることであらう。

國誌に記す所によると、忠廣侯ノ子孫、筑前ニアリ、庄内ニテノ子孫ハ、吉宗將軍ニ召シ出サレテ千五百石ヲ賜ハリ、加藤寅之助ト稱ス一とあり、又近代公實嚴秘には清正の後裔加藤虎松は、平岩吉親の子孫七之助、福島正則の子孫助六と共に、八代將軍に尋ね出されて、五百石を給せられて、旗本に列せられたことを傳へてゐる、又羽前國東田川郡新堀村の豪農、加藤勘右衛門といふ人も、忠廣の庶子の後であるといふ、此れ等のことは加藤氏其の物に取つては、元より幾分の慰藉となるべきものがあらうが熊本と忠廣、只其の關係を同情し大息するものに取つては、殆んど風馬牛たる觀をなす。

二〇 其の後の遺跡

正保三年二月の火災後、再び造營された邸宅は、承應二年忠廣の歿後、猶保存せられたのを、更に後年酒井氏にて、此れは藤島に移し、以て參勤交替の際の休息所に當て、「御茶屋」と稱してゐた。藤島は鶴岡を中央にして、西南に丸岡のあると殆んど同距離の東南二里にある一の宿驛である、即ち次の宿驛の狩川に一泊する時、此の所謂「御茶屋」を、午餐を取る所にしてあつたとのこと、此の山國に於て態々遠い場所に古い材木を運搬して、猶且つ此の如き用にあてる所としてあつたのは、必ず加藤氏を記念する心が多少は手傳つてゐたのではあるまいか。

明治維新の後には、藤島から更に西南に當つて、藤島、鶴岡、丸岡、と菱形をなす地點にある廣瀬村の後田に移した。現今は此の地の松岡養蠶所の人々の會議所に當てられ、又知名な人々の來訪した時などは、其の休憩所にも使用するといふ、無論管理は此の後田の人々がしてゐる、此家は二階建になつてゐるが後増築したもので、本來のは草屋の平屋であつた、六六頁の寫眞がそれである。

注意して見ると、外部から兩戸などに、一々嚴重に鍵のかゝるやうになつてゐて、何となく其の當



忠廣公遺居宅

時の消息を思はしめるものがある。

以上の如く場所こそ轉じてゐるが、忠廣の住家は現在其のまゝに存在してゐるのである。さらば其の丸岡の遺蹟は如何、此れ又山添村大字丸岡地内に民有地となつて存してゐる。現在は畑地とはなつてゐるが其の區劃は歴然としてゐる。就中庭のみは殆んど其のまゝに佛を残してゐる、民有地は數人の所有となつてゐる。近來區長をはじめ、有志の人々の意向によつて、努めて原形のまゝに保存する計劃になつてゐるといふ。前に掲げた邸宅圖の庭中に、一幹の老櫻が記されてゐる、此の老櫻は近年まで生きてゐたが、其の後枯れたので、其の材を以て花器などを造り、希望者にわから、又其の切株の破片などは、悪魔除けのまじないになるなど稱せられて、人皆此れを争ひ求め、今は其の一片すらないのである。

此の如く忠廣遺居の遺蹟として其の家屋は其の後轉々してゐるが猶ほ其のまゝに現存し、其の宅地は既に一部未粒にかゝつては居ても、猶ほ佛を明らかに存し、往時を訪ふものをして、低徊轉た去る能はざるものがある。然れども訪ふものは少い、當地の人々といへども、多くは此れ消極的義務的に此

れに接するのみ。一步進んで積極的義務的に、此の保存を圖り、忠廣の靈を慰め、猶ほ進んでは無縁孤獨、不遇にして逝き、疑問に包まれた彼れ忠廣の眞心正體を洗ひ清めんとする人士はないか、夫れ只一郷土史、天下の大勢に關せずといふこと勿れ、清正は豊徳過渡時代の大立物、其の子孫の成り行き、此れは相當の意義があり、其の上に加藤氏にゆかりをもつものにとりては、忽諸に附しては置かれないことであらねばならぬ。

一一一 結 語

長らく知らんと欲して知り得なかつた材料を、今少からず見聞して、勿々に筆を呵した此の一篇、或は其の史料の取捨を誤り、或は其の字句の意義を失し或は理に偏し、或は情に傾いた點も少くはなかつたであらう、推敲訂正は猶他日の研究に譲る。

回顧すれば慶長十六年に清正卒し、翌十七年に遺孤であつた彼れは、父の力の惰力を以て、其の跡目を相違なく嗣ぐことを得た。軍中に在つては鬼將軍の名がある英雄清正、領國に居ては名君の稱に背かぬ偉人清正、多數の俊髦を臣従し、一般の文化を指導せる先覺者清正、此の如き非凡人の後嗣者は、少くとも及ばずとも、此れに近い人ならでは望まらるべきものではない。就中此の主ならばと、

隨喜渴仰して全力を傾倒し、以て此れに仕へ来た人々に對する人事行政に關しては、殊に然りである。彼れ忠廣は決して凡庸の士ではない。乃父の氣象を受けた人であつたとしても、ともすると擧取りにでも興すべき程の幼弱者。如何んぞ此の大局を、無難に受け継ぎ行く事が出来ようぞ。虫は獅子身中より發生せざるを得ない。加ふるに又此の發生を、外には待ち、更に速かならしめんとさへ機會を設けつゝあるものゝあるをや。此の發生の大詰は、前記の凄慘悲壯な一幕で、此の幕までは、約二十年の歲月を要し比較的長時間を要したのは、畢竟前代の勢力があつたからである。

即ち此の二十年の間こそ、清正の世子、忠廣が肥後の國主として、肥後人の主君として、其の安寧幸福を一身に擔つてゐた時である。此の間彼れは乃父の餘徳を受けて、積極行動こそなかつたらしいが、少くとも消極的守成の地位に立ち、父の遺業を墜さず、五十餘万石の主君としての職責は、能く盡して行つた。此の點には肥後人としては、大に感謝の念を捧げねばならぬ。元より其の治蹟の前半は、父の創業の功に覆はれ、後半は幕府の措置の爲めに、葬り去られたものもあるであらう。然り、其の間の治蹟として、具体的に語るべき多くのものは、寡聞にして此れを知らぬ。儻かに開墾、築城貿易、其の他二三の材料はあるにはあるが、主としては父の殘せる治水、土木、産業、信仰等に關する諸設備を、益々充實、整頓して、我れ等の祖先の生活を平安、幸福ならしめた事は言ふ迄もない。

一言に二十年とこそいへ。人生に取つては決して短からぬ此の間に、我れ等祖先の享けた恩顧は、決して忘るべきではない。さりながら落ち目となれば人疎く、彼れが晩年の悲壯な落ち目の爲めに、人は自ら疎くなり、其の事件の真相も忘れられ、其の恩顧すら視聽から逸し去らんとしてゐる。しかのみならず彼れが存在さへも、不問に附せられんとしてゐる。豈浩嘆の極みではないか。彼れが治蹟に關しては、更に述べる機會があるであらう。本篇は其の改易の顛末と遺蹟に就いて草するを主としたのであれは、此れを以て綱筆する。

終りに種々の便宜を興へられた鶴岡出身の友人、森茂君の厚意を謝して記念とする。
昭和五年四月十四日、加藤神社春祭の新聞記事を読みつゝ、此の結語を記す(十一、七、補正)

猶忠廣に關する詩歌を附記し聊か其の冥福を祈る料としよう。古人の作は容易に見出し得ないので同志のを擧げる。

題 卷 首 東 郭 落 合 爲 賦

一朝遷謫客心悲北地凄凉獨賦詩
今昔蘭幽須努力治邦功德使人知
加藤忠廣公 兩入 出 孝 潤

仇家詭計拉狼吞乃父城池日月昏千古恨深鶴陵雪呼天號地奈斯冤
何嘗謫遷獲大封權家巧弄腹中鋒羽城風雪破簾句舉族凋零恨萬重

加藤忠廣二首 用忠廣詩韻

宮越機山

一字加冠恩寵隆寧知禍變及厥躬試看豐氏諸藩鎮攘指幾人蹤已空
館折禪關氣吐虹果然彷彿乃父風謫行吟就人腸斷三十一年真夢中

詠史

瀾齋成田衡夫

雞林八道止兒啼猛將儲君類不齊坐罪易封東北地猶吟屋裏一身迷
彌富破摩雄

つくくと思へば悲しやれすだれたれて世を知る君がこゝろを

をすの中にすむ身のひかり洩る迄の月日はあまり久しかりけり

よくも君しのびましけり鶴岡の三百年はも短かゝらなくに

ふるさとに親子語らふ御代に逢ひてさすがに君はうれしがるらし

さばかりの疵ならなくに毛を吹きてもとめられつる世ぞあぢきなき

昭和十一年八月十九日 印刷 [非賣品]
昭和十一年八月廿三日 發行

熊本市花園町九番地

編輯兼 塚本 東 壁
發行者

熊本市京町本丁六九

印刷者 稻本 新 吾

熊本市京町本丁六九

印刷所 稻本 報德舍

電話 二八九番
四三四番

發行所 加藤忠廣公顯彰會

終

